

時の楔通信

第2号
一九八〇·十二

一九八〇·十一

序 (空間性移動の波の中で)

この号は第へ2▽号ではなくへ1+;▽号ともいべき号数であると感じている。その理由を自問するように追求すると、この号には第へ1▽号までに予告したテーマ群、第へ1▽号以降に展開されているテーマ群の総体を

公判についての記録だけで殆んどの予定紙数が占拠されてしまい、不可欠な他の記録が（第Ⅱ部と第Ⅲ部で素描の素描という位相で一瞬その姿をかいませてはいるものの）不可視の領域で渦巻いているからである。

また、神戸／地裁の一公判の記録を作成し刊行することは、それ自体が一つの闘争であり、年内におこなわれる次回公判への提出し応用は決定的に重要な戦略的意味をもつてゐる。

直線的延長としてでなく、いまこの形で刊行することの表現／存在責任を深く引きしばり、不可欠／不可視の領域へ星雲のように「次」号をふくむ（矢）

I.
△神戸▽地裁の

公判過程

* 一九七九年十二月七日

被告人側申請の最初の証人としての戸田・元神戸大学学長の証言が、いよいよ開始された。

弁護人（河原）――神戸大学に〔…〕勤務したことがありますか。
証人（戸田）――はい、昭和二年からで、〔…〕四三年一二月以後、学長事務取扱になり〔…〕四六年一月、正式に学長になり、五〇年一月までやりました。現在は大阪学院大学教授です。

証——四三年一二月中旬頃で、学外で評議会を開いていた時そこへ教養部の先生方が来て話をしたいとのことで、そこへ松下先生も

へ団交▽しに行っていたのである。松下は、ある気恥かしさを感じながら、ついて行き、だまつて傍観していたにすぎないが、そ

を放つて行く前提としてであることをのべておきたい。時の権通信の掲載内容や刊行のリズムは、権力の設定期間

に契機として規定されている面が強いけれども、私たちがたえず思いをひそめているのは、たんなる資料の掲載でも、権力との闘争だけでもなく、「（公判）過程や、この通信の出現を必然化させている世界史性のリズムを対象化し、かつ創出して行くことである。契機としての場や日付にかかわりなく、どのへ一々行にも恒常的原論や方法がこめられており、それぞれの断片的な芽は必ず爆発的に花開くであろうことを共闘者の「あなた」は確信してもらつてよい。

この号の構成は次の通りである。

II. (無) 数の(一) 公判過程のへ→部	36
III. その他の(一) 過程断片	2

一九八〇年十一月三日

時々の機通信川崎集発行委員会
(連絡先のへー▽つ=神戸市灘区赤松町一一(松下 昇(末字))

そのように機能していることからすると、この証言は、ある意味で正確だともいえる。）

〔…〕

弁——実際に改革案に沿つたものができましたか。

証——学長選考については実行しました。その他については実行方

法を検討中に私は離れました。（註——封鎖解除を目的として、四四年七月一二日に戸田個人が主催した全学集会では、改革案を直ちに実現する討議のために封鎖を解除しよう、と提案していた。）

〔…〕

弁——（全学集会の場所は）機動隊の演習地だったのですか。

証——そんなことは知りませんでした。後からそのことは聞きました。（註——学内で全学集会をおこない、機動隊を入れるのは反撃が多くて、やりにくかった、という本音も、その後の証言から明らかになった。）

〔…〕

弁——（権力を最大限に利用しての）正常化に反対する松下 昇氏に対し、神戸大学は懲戒免職処分をしましたね。

証——はい。

〔…〕

弁——（松下処分の際に、反論の機会がなく、形式上の口頭陳述が非公開であったことに関連して）昭和二五年に小松氏を処分した時は、八〇〇人位が参加し四回公開審理が行われたことは知っていますか。

証——それは知りません。（註——その後の追求で資料は検討していましたと白状した。）

〔…〕

証言を大学当局の所持する文書を提出させつつ、いいのがれしえない関係性で証言させるために、文書提出命令の申立をおこなった。一、改革案。二、神戸大学速報。三、教養部広報。四、評議会議事録のうち、とくに授業再開、処分、逮捕に関するものを要請している。裁判所は、一、二、三についての提出命令決定を出したが、四是除外した。神戸大学は一月二九日に提出し、被告人側は贅写し、応用の準備をととのえた。希望者は回覧可能。）

主尋問（続き）

弁護人（河原）——（処分理由十二項目について質問するが、証人は、処分説明書の水準以下の断片的な回答しかできない。）

〔…〕一月八日の「く」の字形の件を告訴しましたか。

証人（戸田）——教養部長から告訴したいと要請があり、それが七月で、私は支持しました。（…）（学長としての告訴は）今の件だけと思います。（註——上原ら学生についても告訴している。）

弁——黒岩処分（註——昭和三五年頃に、「天チヤン」と発音したバーのホステスをなぐったとして戒告処分をうけた。）の時、所属の教養部教授会で、どんな処分にするかとの結論を出し、それが評議会で追認されたこと（註——当時は、学部自治のたて前が強調されていた。）を覚えてていますか。

証——その頃のことは私は知りません。（…）（松下処分について）は）懲戒の内容についてまで教授会としての結論は出ていません。

被告人（松下）——〔…〕速報や広報に誤りがある場合は、どこへ申し出ればよいのですか。

弁——（松下処分の）動機、背景、思想は十分にきいたのですか。〔…〕

証——〔…〕動機を追求して行くと思想問題になりますし、思想によって処罰することは重大なことであるので、さけました。

弁——懲戒免職という、いわば死刑に当る事柄について動機を追求しないのは意外ですが。（裁判官たちは、緊張して証人を注目）

証——（興奮して）免職と死刑はちがいます！〔…〕動機さえよければ何をしてもよいということは許されることではありません。

（ここで予定時間がすぎて、次回に続行となつた。閉廷後、証人は、一種の礼節を尊重してか被告人の方へ歩みより、「その後、お元気ですか？ お子さんも、大きくなられたでしょう。」と問い合わせ、被告人が、「残念ですが、一九七六年四月九日に、長男の末子が、困難な情況の中で世を去りました。」と答えると、数瞬、絶句してから、処分した時には、そこまで思い至らなかつた、と謝罪して去つて行つた。）

* 一九八〇年一月一日 ～公判記録〔抄〕

（前回の公判直後の十二月十一日に、被告人側は、今後の証人の

証——教養部広報は教養部長、速報は学長です。

〔…〕

被——評議会規程との関連で、告訴、機動隊導入、授業再開はどのように審議の対象になりますか。

証——告訴については〔…〕評議会の決定を仰いでいません。機動隊を呼ぶ点については〔…〕承認を得ることもありますが、学長（事務取扱）の所管事項だと考えます。（授業の再開については）対象になります。

〔…〕

被——（昭和四五年五月一八日に松下が教養部構内で逮捕令状を執行されたことに関して）新聞記事によると、証人は、あらかじめ了承を与えていたということですが。

証——教養部長から私に連絡があり、了解を与えました。（…）（容疑事実が全て、学内の事件であるとの重大性を指摘され）はつきり記憶ありません。

被——その一年前の三月一日の事件についての警察の現場検証の時には抗議声明をしましたか。（註——一九七九年四・二八沖縄闘争の前に出された、文部省からの告訴や警察との協力を指示する通達をも批判している。速報十三号参照。）

証——しました。

被——検証以上に強硬な逮捕令状の執行については、なぜ了承したのですか。

証——教養部長からのやむを得ないとの状況判断なので私はそれを支持しました。（註——判断の根拠の変化に責任をとろうとした

い。さらに、逮捕令状は教職員の供述により出され、松下を逮捕させて処分を強行しようとした当時の権力との一体化構造に口をとざしている。」

〔…〕

被——（四五年七月六日に松下処分が評議会の議題になったのと同じ「く」の字形の告訴がおこなわれたことに関して）〔…〕評議会への対応を松下が準備しなければならない段階で告訴がなされるならば、松下が検査の対象になり、逮捕し起訴される可能性があることを想定されましたか。

証——そんな事はあり得ると考えていました。（註——あまり、あつさりと証言してしまうので、ガクッとする位である。）

〔…〕

被——処分審査説明書は七月一三日から二七日の間に作成されていますが、どんな資料と方法で可能だったのですか。

証——教養部からの資料にもとづいてです。

〔…〕

被——資料の一つ一つについて松下本人の意見をきき、問答することはありましたか。

証——いいえ、そんなことはなかったです。（考へてもいなかつたという表情）

〔…〕

被——大学の管理機関として責任ある〔…〕公平な立場で調査しなおすことはしたのですか。

証——公平な立場というのは、人の判断によってちがうと思ひます。原点にかえっての確認はしていません。（…）

〔…〕

ていることを…（註——いいかけている途中に、検査官が異議を申し立て、裁判官は質問を禁止した。）

〔…〕

被——（四四年九月一日の公訴事実にふれつつ）検査側は、授業再開についての評議会決定があつたという立証をまだしていないのですが…。（検査官は、しかられた犬のようにうなだれている。）証——（記録をみないと）何ともいえません。（註——これも前述と同じ共闘になってくる。）

〔…〕

被——（四五年四月八日の事件の前史として）三月に結成された松下問題調査委員会の結成の意図は処分を目的としないと条件づけられていたのではありませんか。

証——知りません。

被——教養部長の報告と、教授会の審議の経過の実態に、ズレがあるのでないですか。

証——（…）くいちがいがあります。

被——重要な事実の場合には、その議事録を調べる必要がありますね。

証——それはそう思います。（註——同前）

〔…〕

被——（検査官の昭和五〇年二月二一日付の冒頭陳述にふれて）

「B一〇九は仮処分で立入禁止にされていた」、「松下は研究室の仮処分に異議を申し立てることなく」とあります。（…）

証——それぞれ誤りです。（…）（検査官たちは、先任者のズサンさぶりに苦笑するのみ）

被——教養部からの資料は、教授会の決定として確認されずに評議会へ出されているはずだが、〔…〕当時の教授会・評議会の議事録を調べれば、その点は判りますね。

〔…〕

証——はい。（註——この「はい」は、文書提出命令を出させていく上で、無意識の共闘の一つになつて行く。）

〔…〕

被——（全学集会に参加するな、と声明文を配布した教官有志との関連で）処分理由の一つとされている（四四年三月の）入試に際してのビラ配布だけがなぜ処分理由になるのですか。

証——やめてほしいと（戸田から）伝えたのに、やめなかつたから命令違反になります。

〔…〕

被——〔…〕入試会場の責任者で文学部長の清水正徳氏が松下の掲示を了承していたことを知っていますか。

証——知りません。（註——評議員として松下の処分に反対した清水氏に対して反感を持っているらしい。一方、清水氏に対して、その後、被告人から証人になつてほしいと提起したところ、「あなた」の行動は思想的によく判らないし、自分は（酒をのみすぎて病気だから」という拒否の返事がきた。松下からは、「よく判らない所をこそ、あなたの哲学との関連で法廷に限定しなくてもよいから語ってほしい」と返信したが、「病気がなおって、気がむいたら」とのことであった。ここにすでに、かれの哲学の限界と病気がへ証言／されてゐるのだが…。）

〔…〕

被——松下の掲示と姿を目撃した当日の受験生、上原孝仁が、この日の印象を媒介して闘争に参加し、現在、この法廷で裁判をうけ出廷した（一〇三被告団）に提出が委託され、この公判で退廷させられつつも「証言」を開始した「山本美恵」により裁判所へ送られている。また、前記一・一二公判では宮田供述調書の採用（五月三日の会通信第二四号二四ページ参照）が最終的に却下（検査官の異議は棄却）されているが、これは、数年前から展開してきた私たちの批判が影響を与えた成果であるといえる。

*一九八〇年一月一六日

～～公判記録〔抄〕

(前回公判で神戸大学が評議会議事録を出さない限り、十分な立証ができないことが明らかになり、弁護人・被告人から教授会議事録をふくむ提出命令を強く要請したので、裁判所は二月一二日付で、第二次の提出命令の決定を

一、評議会議事録のうち

〔全学集会の前後にまたがる授業再開に関するもの。〕

〔松下処分に関して提出された調査委員会の証拠資料。〕

〔松下処分の審査に関するもの。(テープを含む。)〕

二、処分説明書の写し。

について出した。しかし、神戸大学は、公判期日までに提出しなかった。

第三回の戸田証言が開始される時、検察官が、メモをとろうとする傍聴席の野村修氏にメモ禁止の命令を出すように申し立てた。被告人はこれを逆用し、被告人は質問中はメモをとれないし、今後の訴訟準備に必要であるからメモをとる人が必要であると主張し、裁判官は合議の上、しぶしぶ認め、検察官の異議申立を棄却した。この成果は、その後も応用され続けている。

主尋問(続き)

被告人(松下)――前回公判で団交権、拒否権について証言されたのですが、神戸大速報七〇号の証人の見解と矛盾しませんか。

証人(戸田)――今みるとそうですが……〔…〕。
〔…〕

被――学長任期中に殆んど改革案が実現されていないのはなぜですか。

証――〔…〕学生の意見がなく、評議会が単独でやるのは好ましくないと考えたからです。(註――学生の側の責任に転化しつつ、改革案を口実に封鎖解除、闘争圧殺に利用したことが明らかになっている。)

〔…〕

被――〔松下処分に関して〕神戸大評議会が事実認定をおこなう資料はどれ位ありましたか。

証――〔…〕教養部から六〇点以上提出され〔…〕家に評議員がもち帰って検討しました。(註――松下にはみせないまま。)

〔…〕

被――教養部調査委員会の報告書は何枚位でしたか。(四五・四・八の事件に関連)

証――一〇・二〇ページ位でした。

〔…〕

被――教授会での審議の経過は、正確に評議会に伝えられていますか。

証――議事録の提出を求めたことはありません。〔…〕評議員から口頭の報告をうけただけです。(註――これ以上の追求は、大学が文書提出命令に応じてから、と被告人が宣言)

〔…〕

被――松下研究室への立入禁止仮処分申請をおこなったのは、いつですか。

証――(四五・十・十六の免職処分後)仮処分の話は出ていましたが、私は押えていました。やむをえないと判断して申請したのは翌年四月と思います。

被――研究室内部のいろいろの物を留置したことはありますか。

証――ありました。(註――現在も、留学中の教官の研究室を転々とへ巡礼／している。)

被――それらの物品の中に処分説明書が含まれていましたか。

証――(問題の重要性に、あわてて)記憶ありません。(註――処分説明書を松下に手渡さずに、たとえ気付かないにせよへ留置していることが明らかになれば、処分は、法的にも未完了になってしまう。)

〔…〕

被――昭和四七年二月十五日の事件当時、学生のストの目的に、松下処分の再検討・撤回は含まれていましたか。

証――(教養部では)そんな意志表示をしていたかも知れません。

(註――学生のスト目的に、松下処分の再検討・撤回は含まれたことはへない／のであるが、この証言で、無意識的に、処分後の学生存在が批判されている。)

〔…〕

*一九八〇年五月九日

～～公判記録〔抄〕

神戸地裁による一月一二日付の第二次文書提出命令が、前回公判までに実現されなかつたことを批判する上申書が弁護人から三月一八日付で提出され、同時に第三次文書提出命令の申立を

一、教養部教授会議事録、テープ(S・四四・九授業再開)・S・四五・四松下処分に関するもの)

二、倉沢哲学の補講(S・四六・九)の前例の有無。

三、「く」の字形、研究室の表現に対する告訴に関連する文書。

についておこなった。被告人からも、四月一九日付で前述の命令群の実現なしには戸田証人の尋問が不可能、無限持続の状態になること、「前」共同被告人（島岡、白川、松木、今田）の公判と共通する証拠の閲覧、被告人上原の公判における証人採用などとの関連で今後の審理が可能になることを主張する意見表明（書）を提出した。この表現は、四月以降、右陪席裁判官が交代したことを書記官から「自主ゼミ」的に聞き、手続更新に際しての意見表明の位相でおこなわれた。

裁判所も無視しかねて、神戸大学へ督促し、四月二八日付で評議会議事要録（S・四四・三七一の十九回分）、処分説明書の写しが提出された。（但し、処分審査の資料、テープについては、「評議会に調査委員会という名称の機構はない」という全くの官僚的なずるい口実で提出を拒否した。）また裁判所は、公判当日の被告人からの追求を怖れて、直前の五月七日付で第三次の文書提出命令を

一、昭和四四年七月十二日の全学集会の前後にまたがる授業再開

に関する教授会議事録。

二、昭和四四年一二月三日の教授会議事録。

について出さざるを得なくなつた。

戸田証言（第四回）に先立つ被告人からの手続更新に際しての意見表明を、前記の（一）一九付表現にもとづいて展開し、検察官（外岡）も異例のことであるが、意見表明を要求し、「被告人側は早く結審に応じよ。もう十年もかかっている！」と叫んだ。

被告人（松下）——戦争体験、安保闘争体験、大学闘争体験など、巨大な事件の意味は、十年たってやっと、そのりんかくと構造をかいまみせはじめるのだ。裁判も被告人側の努力により開始の条

件がやっと構築されつつある段階に入っている。

検——（被告人側のやり方が）許されるとしたら今後どのように進むのか予想できない状態である。（註——あたり前だ。）

〔…〕

弁護人（河原）——検察側は五年間にわたり膨大な権力、人員で立てているが、こちらは被告人と二人、徒手空拳で準備しなければならないのです。（…）

〔…〕

裁判長（荒石）——これ以上の提出命令申立には応じない。三月一八日付申立の残りの項目も却下する。（五月七日付の提出命令に対する提出はまだであるが）出来る範囲内で尋問を続けて下さい。（拒否すれば、証人採用をとり消す構え。）

戸田証言（第四回）

弁——提出された評議会議事録は、当時作成されたものの写しだすか。（…）

証（戸田）——はい。

〔…〕

弁——削除されている部分が、かなりありますね。

証——隠すのでなく公開しないということです。

〔…〕

弁——この要録が提出される前に証人に神戸大学から何か相談がありましたか。

証——ありません。（…）

（弁護人は、神戸大からの五月八日付回答の「評議会に調査委員会という名称の機構はないから提出もできない」という記述を批

判し、戸田証人が立往生すると、検察官は、あわてて、「関連性のない尋問である」と制限を求めた。）

裁——（さすがに、制限するのは、うしろめたいらしく）松下処分に関しても評議会に調査委員会は設けられましたか。

証——（仕方がない、という調子で）調査委員会という名前でなく審査説明書案起草委員会と処分説明書案起草委員会を作つて調査したと思います。（…）教養部の調査委員会からの資料の範囲内で文書を作成しました。（註——何というへ調査／か！）

〔…〕

被——評議会の議事要録の他にテープはありますか。

証——あるはずと思います。（…）その後どう処理されているかは知りません。（…）

被——昭和四三年から四四年にかけて学生側からテープ公開の要求がありましたか。

証——ありました。公開は四四年二月二八日と思います。（…）（註——十二月七日の公判記録を参照）

被——評議会メンバーの一人が、このテープにある経過は自分の経験したことと違う（註——だれが聞いても力の修正が感じとれた。）とのべ、紛糾がおきたのではなかったのですか。

証——私はその場にいなかつたので知りません。（…）公開手続をめぐって決裂したのだと思います。（註——全くヒドい理由づけで、表現の根拠の公開を庄毅したことなどが開示されている。）

〔…〕

被——五月七日付文書提出命令に神戸大学が応じたあとで質問を続けます。

*一九八〇年六月十日 ～～～公判記録〔抄〕

五月七日付の第三次文書提出命令に対しても神戸大学は、やっと五月三十一日に、昭和四四年七月一九日から十二月三日まで八回分の教授会議事録を提出した。

被告人は、これと、すでに提出されている評議会議事録などを

第五回戸田証言へ応用した。（それぞれ回覧可能）

(主尋問の続き)

被告人(松下)——記録によると、教授会は昭和四四年九月以降は学内でおこなっているのに、評議会はずっと学外でおこなっている理由はなぜですか。

証人(戸田)——学内の建物の使用状況が悪かった(註——本当は

団交を怖れた)ので引き続き学外で開催しました。〔…〕いつ頃までか、はつきり覚えていません。(註——松下処分をおこなう四五年末までである。)

〔…〕

被——四月一八日の評議会では、全学集会の開催は評議と学生のいづれの要請であるかにこだわらずおこなう、とされ、その目的も大学改革案の討論のためとされているのに、〔…〕六月二〇日の評議会では主催が戸田個人になり、目的も授業再開のため、と変化しているが、その理由は何ですか。

証——〔…〕事実上、学内の諸情勢を勘案して〔…〕目的を達しようとした経過があります。(註——自らの責任を情勢のせいにしつつ、巧妙に鬭争圧殺をはかった。)

〔…〕

被——(神戸大連報二八号を示して)五月二九日の評議会(註——要録は提出されていない!)で団交権、拒否権等に関する改革案が認められていますが、その後、破棄されたことはありますか。

〔…〕また、団交権、拒否権に関する十二月七日の証言は誤りではありませんか。

証——破棄したことはありません。〔…〕ご指摘の証言は誤りです。

(この時、八七・一二▽公判の被告人、藤原君の傍聴席でのメモ

〔…〕

被——(昭和四五年五月四日付の松下に対する逮捕令状をみせて)この中の被疑事実の一つである四四年一月八日の後期試験妨害は処分理由と重複しているが起訴されなかつた(註——島岡君は起訴されたが、教職員の供述が、かれと他の赤ヘル学生を混同していることを公判で明らかにし、公訴を解体させつゝある。)にもかかわらず不起訴決定後の処分で、警察でさえも全く無関係とみた事件を処分理由にしたのはなぜですか。〔…〕

証——不起訴の報告はうけていません。(註——このような水準で処分が強行された。)

〔…〕

被——昭和四八年六月一三日の研究室公判の判決で山田裁判長(当時、民事三部)が、「全員一律評価を処分理由としたのは不当」とのべていることは知っていますか。

証——知りません。(註——研究室公判の一審開始と判決は学長任期中であるのに、このザマである。)

〔…〕

被——(昭和四四年九月一日、十二月三日、四五年一月八日、四月八日の事件が、起訴理由、処分理由として重複していることを示しつつ)具体的な資料に処分段階でふれ、反論する機会を与えた

が禁止され、松下から、評議会議事要録は、かれの公判でも証拠として申請し、本件からの援用を許可されており、訴訟行為は共通性をもつと主張し、メモの許可を要求したが、不許可決定。異議申立も棄却された。)

〔…〕

被——七月一四日の評議会では、団交権、拒否権をふくむ全学四項目要求の検討を、全学集会、部局集会を並行的かつ集中的に開催することによって行なう、と決定されていますが、〔…〕このような集会は開かれたのですか。

証——その後はありません。(註——八月八日に封鎖を解除したの

で、口実としての改革案も要求の検討も、自らの決定に反して投げ捨てたことが明らかになっている。)

被——(九・一事件の前提である授業再開の問題にふれつつ)昭和四四年一一月六日の評議会で(それまで評議会が決定権をもって授業実施の時期についての決定権を臨時に各学部の教授会に移行させるという決定がなされていますが、この決定は、一月六日以降に適用されるのですか。

証——はい、そうです。(註——これにより、九・一の授業なるものは教養部教授会によって実施する根拠がなかったことが示されている。)

〔…〕

被——バリケード期間、その後をふくめて、B一〇九教室の自主講座について報告をうけていましたか。学外、海外での評価を知っていますか。

証——〔…〕被告人は自分が体験した事実で十分反論できると確信します。(註——何という倒錯した確信であることか!)

裁判長(荒石)——異議を認めます。(とにかく、面倒なことは一切イヤという感じ。)

〔…〕

被——(裁判長に対してもう一度反論をした後で、証人に對して)十二月三日の教授会議事要録には「松下の処分」は一言も出ていないのに、翌年の五月四日付の十二・三に関する逮捕状に出てくるズレの意味は何ですか。

証——わかりません。(註——逮捕状の根拠をなす教職員の供述の時期が処分過程と一致し、供述の中で処分開始時期を逆行させたのである。)

〔…〕

被——処分に関する評議会に松下をよんでも証拠を開示し、反論させましたか。

証——(写真や報告書を)みせ、陳述の機会も長時間与えました。

被——今の発言は偽証であり、もし本当にテープを提出すべきです。

証——テープはとつていません。発言を自由にするためです。(註——怖るべき「自由」概念である。戸田は処分発表後の談話でも「個人の自由を尊重するあまり、他人の自由を侵害することは許されない」という趣旨のことをのべている。これに対しては當時

は正確な洞察力をもつてゐた荻原 勝が適確な批判を加えている。

五月三日の会通信第四号一七ページ参照)

[…]

検察官は、被告人の追求が無限の連鎖反応をおこして行くことを直感して、戸田証人をうち切り、残りの立証計画を早く提出せよ、と、くりかえし要求した。

裁判官も、松下の「前」共同被告人たちの判決が迫っていること（註——ここには、かつての共闘者たちのかかる困難さと責任が重く存在するのだが）を理由にして、松下へも早急な立証と公判終了を迫り（これは、かれの上部権力機構の要請であろう）、申請予定証人の全てを次回公判までに提出せよ、とのべて閉廷した。

〔…〕

*一九八〇年七月八日

～～公判記録〔抄〕

裁判所は被告人側からのn次の文書提出命令の申立を何とか無効にしようとして努力を続けてきたらしいけれども、公判の展開自体が、闇につつまれた記録の公開なしに不可能であることを目のあたりにみせつけられて、少しずつではあるが提出命令を三次にわたって出してきた。この方向性は検察側の深いあせりと反撲をひきおこし、その影響は証言過程だけでなく、のちにふれる被告人側の表現に対

（註——多数の改革案のうち、唯一実行された新しい学長選挙規程による選挙は、殆んどの学生が棄権する中で、昭和四五年六月におこなわれ、選出された戸田を承認するように上申したが、文部省は、前記の理由だけでなく、松下処分を完了し、学内の正常化をおえない限り承認しない、と圧力をかけたと伝えられる。）
〔…〕

被——昭和四四年七月十二日の全学集会をはじめとして、數十回にわたる機動隊導入は「人命の危険」を口実におこなわれたが、全共闘派を中心とする人々の身体的・存在的な傷つき方に、どのように責任をとりますか。

証——気の毒に思いますが、それがあつたからといって（導入が）失敗であったとは思っていません。（註——数年前に神戸大学について連載の特集をした毎日新聞の記者には、「自分は歴史の歯車を逆にまわし、本当は正しい人々を傷つけたのではないか」と間接にのべたらしいが、証言では、内心の真実の声は発しなかつた。）
〔…〕

被——証人にとって神戸大学闘争は、どのような意味をもつていましたか。（検察官は異議を申し立てたが、証人はむしろ証言をのぞみ被告人から、証人は当時の最高責任者であり、これまでの各証人も、この質問をして認められてきている、と主張し、証言が認められることになった。）
〔…〕

証——紛争から十年たっているが〔…〕まとまた、責任ある判断を下す時期にはまだ達していないと思います。〔…〕学生諸君の

してまで、こっけいなほど拡がるのであるが、このような七・八公判を前にして弁護人から第四次の文書提出命令の申し立てをおこなつた。

一、すでに提出されている評議会議事要録は昭和四四年三月から

七月のものを含むから、これに対応する時期の教授会議事要録。

二、昭和四五年四月八日の事件の当日および関連する三月と四月

の教授会議事要録。

三、評議会における昭和四五年八月の口頭陳述録音テープ。（戸

田証人は、ない、と△偽証▽している）および調査報告書、証

拠資料。

七月八日の公判の冒頭で、被告人から、この申し立てについて、どのような判断をしたかを求証明すると、やっと裁判所は三を却下し、一、二を採用する、とのべた。但し、第四次提出命令は七・一八付で出され、提出は八月二五日になつたので、この日の証言に応用することはできなかつた。

戸田証言（第六回）は、これまでの公判調書の記載の誤りを証人を媒介して訂正する方法で開始され、その後、次のような証言をひき出した。

〔…〕

被告人（松下）——証人が学長事務取扱になつた昭和四三年十二月から、正式の学長として文部省から承認された四六年一月までかなり期間があるが、何か理由がありますか。

証人（戸田）——〔…〕（学生を投票に参加させるなどの）文部省

で好みたくない方法で学長を選出したため、と伝えられています。

いう察問題が、どうして社会全体の改革の問題へ拡大したか〔…〕よく判りません。教育、研究に大きいロスが生じ、現在も残っています。〔…〕この紛争の中で松下氏が刑事事件や処分だけではなく、お子さんことで悲しい経験をされたときいて、たんに教育研究のロスだけでなく、紛争の影響が、ここまで深いのかと驚いている次第です。それは当初、予測しなかつたことで、〔…〕まとめた判断をのべられないのです。（註——判断の不可能性にこめられる一種の悲哀感は、それなりに評価しうるとしても、判断の不可能性は、機動隊の導入や処分やその過程でこそ展開されるべきであった。このことの不可能性とこそ全ての△戸田▽はぶつかり、転倒していかなければならないだろう。）

六回にわたる証言の終了後、これまで裁判所から何回も強く要請されてきた被告人側の包括的立証計画にもとづく七月八日付の証拠調請求書が提出された。証人の氏名としては、井沢義雄、讃岐田訓、藤原正好、鈴木その、坂本守信、島岡和義、竹中千恵子、山本美恵、矢野正俊、清水早子、上原孝仁、川合吉雄、浜本多恵子、中尾麻里子、永里繁行、堀田 稔の十六名である。

同時に松下 昇をふくむ仮装被告（団）からの「冒頭陳述」書が提出されたが、証拠調請求について裁判官が合議している間に、そのうつしを弁護人からうけて読んでいた検察官は、再開後、猛然と立ち上り、次に掲載する表現の傍線部分の削除を要求した。

被告人 松下 昇

〔冒頭陳述〕書

松下 昇 (印)

この表現を「一九七五年二月二十一日付の『冒頭陳述』書（編集者註一）と「一九八〇年七月八日付の『冒頭陳述』書（編集者註二）と「一九八〇年七月八日付の『冒頭陳述』書（編集者註三）を再度よんでもおく必要がある。この文書の前半「本件犯行に至る経過」は、その五年前にかかれた検察官根來の拙劣な文章「松下 昇の勾留請求却下決定」に対する、昭和四五年五月二一日付「準抗告および裁判の執行停止申立」——編集者註四——の丸うつしである。」

α、本件の発生に関する基本的把握について。

本件は大学闘争の提起してきた、さまざまの問題を包括的に内々外包しているから、たんに個々の事件の集積として扱ったり法的にのみ評価するだけでは決定的に不十分である。

従って被告人側も、公訴自体が大学闘争の全過程と、どのように交差しているかを、まず明らかにしたい。これについては、すでに昭和五一年九月二十一日に提出したレジュメ（刑事々件とそれに対応する日付のリスト——編集者註二）で基本的にのべているので前述の一九七五年二月二十一日付の『冒頭陳述』書と共に、くりかえし十分に再検討されるよう要請する。

前記のレジュメを、あえて要約すれば、本件の、それぞれの公訴が提起される時期は、大学＝国家が、大学闘争の諸テーマの深化と拡大に恐怖し、抑圧しようとした、いくつもの時期に一致して昭和四四年九月一日の事件について。

成して封鎖を解除した後何一つ改革を実行しなかつたり、裁判所からの文書提出命令に対しても提出をしぶつたり：枚挙にいとまがない位である。このような大学当局との対応で本件が意図的に出現させられたことは、いくら強調してもしそぎることはない。もちろん、私たちは、その出現を祝福へ転倒して行くけれども……。個々の事件については、少くとも次の点が重要である。

(1) 昭和四四年九月一日の事件について。

この段階では、いかなる意味でも正規の授業はおこなわれていない。現場のB一〇九教室は、それまで数カ月間、自主講座運動の参加者が使用しており、当日もそうであった。同教室の使用禁止決定は出されておらず、建造物侵入、威力業務妨害は成立しない。同一日の他の教室群における同位相の事件は起訴されておらず、本件の政治的デッヂ上げは、供述と起訴が、事件後、半年以上も後の被告人に対する処分策動の段階でなされていることからも明白である。（この政治性は、②、③、④についてもあてはまる。）

(2) 昭和四四年一二月三日の事件について。

被告人は教養部教授会の構成員として、教授会に出席する権利がある。この権利のない学生らの入室も、当時は、ひんぱんにくりかえされ、起訴に至っていない。起訴された者も、「前」共同被告人、森川佳津子のように当然の無罪判決をうけている。

（編集者註五）被告人は当時前記の森川佳津子と、つねに同へ一の行動をしており、前記の判決が認定しているように、建造物侵入、威力業務妨害が成立しないのは明らかである。

(3) 昭和四五年一月八日の事件について。

この事件が、①、②、④の公訴が提起された昭和四五年五月二三日より後の同年十一月七日に起訴されている意味をよく考える必要がある。詳細は証言で明らかにするが、要するに大学当局と検察側は、確実な証拠を何一つもたぬままに、本件の根源的な力に圧倒されて、かつ処分策動を進行させるための被告人の身柄拘束を意図して告訴と起訴を敢行（ヨクやるよ！）したのである。検察側は、当日、B一〇八教室に五と六名の自主ゼミ参加者が存在していたこと、表現過程の行為は何一つ確認していないこと、写真撮影は、かなり後にアリバイ的におこなったことを知つてか知らずか伏せている。法的にも器物損壊は成立しない。

(4) 昭和四五年四月八日の事件について。

この日に、はじめて被告人が逮捕され、しかも三日後に不起訴のまま釈放されていることの意味は重要である。その後の起訴に至る過程の政治性については、すでに周知のことであるから、くりかえさない。ただし、公訴事実をくつがえす事実性をいくつか示唆しておくと、当日の退去命令はもしかつても教授会構成員および許可を得たもの（被告人をふくむ）以外に対してもなされ、しかも、それらの人間（被告人をふくまない）のうちA棟一階に存在するものについてのみ有効であり、被告人はその退去命令されきていない。当日の四一名の逮捕が同時になされたのではなく、二度に分けてなされたことのもつ事実性の力は、何人も無視しえないのである。建造物侵入、威力業務妨害は成立しない。

(5) 昭和四六年九月七日の事件について。

この事件の前史である同年四月二八日、五月一九日をふくむB

ており、たて前としての大学の自治なるものは、権力と一体化した反人民と反存在的なものにすぎない。検察側は起訴はしてみたものの闘争の本質をみぬくことはおろか、有罪の立証さえなしえていなことが万人の眼に開示されつつある。

私たちにとって権力の弾圧も又、逆用しうる自主講座と自主ゼミの参加形態であり、「事実も又成長する」という認識から、検察側立証の一四年間に、さまざまの新しい発見をしてきた。検察側にとって事実は過去形の固定したもので、法的？ 文章で記述可能と信じられているらしい。（その、こつけいな一例として、昭和五十年二月二十一日付の検察官山下の冒頭陳述——編集者註三——を再度よんでもおく必要がある。この文書の前半「本件犯行に至る経過」は、その五年前にかかれた検察官根來の拙劣な文章「松下 昇の勾留請求却下決定」に対する、昭和四五年五月二一日付「準抗告および裁判の執行停止申立」——編集者註四——の丸うつしである。）

私たちの事件に関する包括的と未来的な把握は今後の審理過程で十分に展開していくが、ここではまず被告側立証予定の概略を素描しておく。

β、公訴事実および検察側立証への反論と反証。

この作業をおこなう前提として、被告人の起訴に最大の責任を負う神戸大学当局の不誠実さ、ぎまん性を指摘しておかなければならぬ。すでに立証されてきた事項のみを概観しても、团交で確認したことと白紙撤回したり、議事録テープに手を加えて公表して追求をのがれようとして、被処分者に証拠をみせ反論する機会を与えないまま処分を強行したり、改革案をアリバイ的に作

一〇九闘争の全過程に被告人が参加していたにもかかわらず（そ

して大学当局の要請にもかかわらず）現場の警察官が逮捕をためらい、拒否したことの背景に自主講座運動の変革力が権力側の人間の内部にも及びうることが立証されている。前記の四〇五月におけるような対応が、本件についてなされるべきであつたし、それがなされえない関係性（追いつめられた大学当局が設定したワナやデータラメに紙飛行機をとばせている検察官）を立証することにより、明らかになるが、建造物侵入、威力業務妨害は成立しない。

⑥ 昭和四六年九月二二一日の事件について。

検察側立証によつてさえ、現場の写真撮影は、かなり後のものであり、目撃証人はなく、筆跡の特定も不可能であることが示されている。かりに被告人が、恒常的にこの研究室を使用し、表現行為をおこなつてゐるとしても、処分に関する人事院の審査請求、研究室使用仮処分決定に対する異議申立公判の準備をしている以上、当然のことであり、建造物侵入、同損壊、暴力行為等处罚に関する法律違反は成立しない。もし研究室の使用や同室内の表現行為を問題にしたければ、被告人の六甲空間における全表現過程を対象化する必要があり、それは私たちの試みへの共闘に他ならない。

⑦ 昭和四七年二月一五日の事件について。

極めて不確定な事件である。共謀の有無、行為の時間、被害者？の特定や順番は全て聞に沈んでいる。同じ瞬間に、複数の方向から、火炎噴射器が、別の素材に併合し料理されつつある光景に、被害者？や検察官は呆然自失し続いているの

じめてその本質を開示しはじめるであろうこと……などである。
(編集者註七)

記述がくりかえされる。

註四——当時、勾留されていた松下と森川に対して同文で作成されており、「何人も是認しがたい、極めて悪質な集団的組織的暴力事犯」ときめつけていたが、これは事件後まもない興奮の名残りで、流石に五年後に引用した検察官は、この部分を削除している。

註五——昭和五十年十月二七日付、刑事四部。もう一つの昭和四四年一二月三日の事件については罰金三万円である。一審で確定。判決文のコピー原本は、「研究室」公判を媒介して「うみ」のむこうへ巡礼中。

註六——松下と同じ時刻と場所で逮捕された五名の学生（松下らの公判における松下の意見を文書化し一九七五年二月二一日の公判で提出したものである。五月三日の会通信第二四号三四ページには、その数行の引用と意味が記されているが、「非」存在闘争を媒介するテーマをふくめて、一公判の、第一回以降の経過を対象化した表現である。

註二——注目すべき記述として、昭和四五年一月八日の事件と四月八日の事件の間にはさまれている時期に、松下未宇が二月二日に生誕し、呼吸困難のため三月二七日から四月七日まで神戸大学医学部附属病院——昭和五一年四月九日には救急車で運び込まれ、死体としての診断書の対象とされた——に入院していることがある。

註三——「本件犯行に至る経過」では「二・二「情況への発言」中の授業等の拒否、「B一〇九での自主講座」を強調している。「犯行事実」では、調査不足のためか、「B一〇九が立入禁止仮処分され」ていたり、逆に「研究室仮処分には異議を申し立てなかつた」ことになっており、その条件下で犯罪を「敢行」したという

か？

なお、本件と同一時間に火炎噴射器で逮捕されれた五名の罪状は建造物侵入であるが、本件被告人にはついていないから、本来、被告人は現場に存在したと確認されていない。又、前記事についての検察官任海の昭和四七年一月九日付釈明書（編集者註六）によれば、本件の被害者？が当日妨害されうる「公務」に従事していないことが明白である。

7、本件の審理を媒介して何をいかに追求すべきか。

私たちの主張と立証は、起訴状や検察側立証の水準にまず規定されているために、これに対する反論と反証が、外的的事実を一応認めて、なされているような印象を与えるかも知れないが、決してそうではない。

公訴提起に至る権力の重層的な相互利用の悪質さこそがまず問題なのであり、本件は公訴棄却に相当することはいうまでもなく、さらにこのようない公訴に至る前記の経過の根柢をこそ解体しつくす闘争の出発点として位置づけられねばならない。

また、この公訴提起と審理過程そのものが、一つの自主講座と自主ゼミの展開の場であることは、今や大学闘争との生命を未来の宇宙に花開かせようとしてある全ての人々の自明の前提となつている。

このような意味からも、今、次のことをあらためて強調しておきたい。被告人は決して一人ではなく、あらゆる場に遍在していること。「松下」の表現と行為は、火炎噴射器によるものではないこと。事実性とその巨大な世界（史）性は、全ての一公判過程との統一審理によっては

この二点は、右の被告人は三月一四日被告人上原の当公判廷において退廷させられた。被告人上原は次回八月一九日の公判には必ず出頭し自ら前記の点に関して意見を述べるといつてゐるので、（次回不出頭を予断しての）保釈取消をしないよう要請する。」それぞれ関連公判の個所を今後参照して下さい。

さて、猛然と立ち上った検察官を「自主ゼミ」参加者とする「冒頭陳述」書をめぐる経過は、公判調書によると、

「検察官(外岡)——作成名義人から「をふくむ仮装被告(団)」を削除されたい。

被告人——削除には応じられない。

裁判長——その記載はないものとする。

被告人——作成段階ですべての証人、弁護人をふくむ何回もの討論をした結果の文書であり、今まで十年間、裁判所に提出した文書は全て仮装被告(団)の名義で受理されているから、只今の決定に異議を申し立てる。

裁判長——異議申立棄却決定。

〔…〕
検察官——次の部分は、検察官個人また検察官(総体)を侮辱する文言であるので削除されたい。

「拙劣な文章」

「(ヨクやるよ!)」(註)——これは、七・一松江地裁の公判で被告人退庭の契機となつた発言「よくいうよ！」とへ共謀をこえた位相でひびき合つてゐる。

「やデタラメに紙飛行機をとばせてゐる検察官」

被告人——必要な文言なので、このまま提出する。

弁護人——被告人の意見は削除できるのか。きいたことがない。

裁判長——いずれも(訴訟指揮権で)削除する。

被告人——冒頭陳述の意義がそこなわれるので異議を申し立てる。

裁判長——異議申立棄却決定。

検察官や裁判官は、このようにして「冒頭陳述」表現を強調し、共闘してしまったのである。もちろん、契機としては十年に及ぶ仮装被告(団)の「」公判闘争に対する異和があるにしても、裁判長は被告人側申請の証人の採否については七月中に決定を出すとのべて閉廷したが、仮装被告(団)は、「冒頭陳述」表現の深化、拡大の追撃を開始した。

七月九日付の「即時抗告」申立書において、削除決定は訴訟指揮権の範囲外であり、憲法第一九条(思想・良心の自由)、同二一条(表現の自由)、同第三一条(法定の手続の保障)、同第三十二条(裁判を受ける権利)等に違反することを指摘し、続けて次のように記している。

「仮装被告(団)」という記載は、文書の作成、提出主体をそのままのべたものであり、第一回公判の表現(疎明資料の「」に至るまでは、一九七〇・一二・二四付のビラを掲載した雑誌「第三領域」号9ページのコピーを添付する。)以降、裁判所に対する全ての表現に関して記載され、受理されてきており、現段階における「削除」の根拠は全く存在しない。

他の三個所は、検察官が、あまりにも目的を射た表現にうろたえ、感動した結果、見解をのべたと想定され、「削除」に至るまではそれらの表現が出現してくる必然性こそが審理されねばならなかつた。もつとも、検察官、裁判官は、これらの表現をそのまま調書にとじこむよりは、このような形で対象化をおしすすめることによって、これらの表現の重要性の深化に共闘していることを、どこかで仮装被告(団)的に自覚しているのであろうか。

そのためにも、「削除」問題を貴裁判所をふくむ「」公判関係

者が十分に審理されるように、最(終)決定まで「削除」の執行停止をふくめて要請する。」

(註)——文中の雑誌「第三領域」の発行者である小樽市桜一一一
一一六 高橋秀明氏から、関連する表現群の掲載要望があつたが、現在、宙吊りのままである。理由について関心がある人は、高橋氏に問い合わせて下さい。)

昭和五五年(く)第六六号

決 定

被告人 松下 昇

〔…〕

主 文
本件抗告を棄却する。
理 由

〔…〕一件記録によれば〔…〕裁判長が冒頭陳述の中の所論指摘四力所について削除を宣言し〔…〕(被告人の異議申立を)棄却する旨の決定がなされていることが明らかである。しかし、右のような決定に対しても抗告をすることができる旨の規定ではなく、またこのようない「訴訟手続に関し判決前にした決定」に対して通常抗告も許されないことは刑事訴訟法四二〇条一項の明定するところである。

よって、刑事訴訟法四二六条一項により、主文のとおり決定する。

昭和五五年七月一五日

大阪高等裁判所第五刑事部

裁判長裁判官 石松竹雄

三、

〔…〕
本件抗告を棄却する。
理 由
〔…〕
本件抗告を棄却する。
裁判官 岡 次郎
裁判官 高橋金次郎
〔…〕
松下 昇
〔…〕
最高裁判所と御中
〔…〕
申立の理由
〔…〕
七・九・付の申立理由を全て援用し、さらに次の項目を併合する。

一、七・一五付決定は、内容の判断をせず、(即時)抗告の不可能性をのべているにすぎないが、本来、神戸地裁の処分と決定が訴訟指揮権を逸脱しているのであるから、(刑訴法四二〇条一項に依拠する)前記七・一五付決定はその前提を誤つており、かつ刑訴法第四三三条の特別抗告の必然性を明らかにしている。

二、最高裁は、神戸地裁による七・八処分と決定の前例の有無と、この十年間に各地域の裁判所に提出し受理されてきた仮装被告(団)による表現の総体を調査し、本件の開示しつつある巨大な意味に震懾されよ。

つた事実など。「岡山大学入学前に①、⑤の現場に参加」

坂本守信——B一〇九教室の使用については、九月一日以後の教授会において、はじめて論議されたことの目撃および、被告人らのB一〇九教室における当日の行動の具体的経過など、「一〇九闘争と対をなす岡山大一〇三闘争の被告人として①をふくむ公訴棄却性」

藤原正好——九月五日の学生自治会臨時執行部（民青系）とのアリバイ的団交をてのみ、教授会は学内で討論（授業ではない）する口実を得た経緯の目撃、および九月一日の学内全体の経過など。（証人が起訴された昭和四四年七月一二日の、いわゆる全学集会は、①の授業再開の根拠になりえないこと）

②昭和四四年一二月三日の事件について。

讃岐田訓——会議室内に被告人らが入ったのは、閉会宣言より、かなり後であり、妨害の共謀も事実もなかつたことの目撃等。

〔現在まで一〇年間助手のまま昇格を停止され、助手としての教授会出席権を奪われている〕

藤原正好——同前。なお、藤原に関する公判における讃岐田、藤原両人の供述には本件の内容は含まれていないから、援用（裁判所は、そうすることを要請した——編集者註）は不可能である。

島岡和義——被告人が、本件で起訴され無罪判決をうけた森川佳津子と終始同一行動をとっていたこと、自発的に残った教職員と話をしていたにすぎないことの目撃等。（同一事件で白川Ⅱ旧姓、櫻木と共に起訴されている——編集者註）

③昭和四五年一月八日の事件について。

坂本守信、讃岐田訓、上原孝仁——現場の警察官が不なれなため、脱出路をつくらずに無差別逮捕し、教職員による被告人らの釈放要求に応じざるを得なかつたが、指揮系統の乱れのために護送車に入ってしまった経緯の目撃等。

④昭和四六年九月七日の事件について。

中尾麻里子——現場付近において警察官が、被告人らの逮捕をためらった経過と理由の目撃等。また当日配布されたビラ（今田、松木の公判で採用済）の意義と現場性について。「検察側が審理に不可欠な証拠を開示しないでいること」

鈴木その一——大学当局が被告人らを意図的に逮捕させる相談をしていた現場および被告人の眞の行為の詳細の目撃等。「公訴事実は自主講座と自主ゼミの水準から全く異なつた評価を与えるべきであること」

浜本多恵子——被告人が医学的にも公訴事実にあるような行為をなしえないことの当日の現場における診察からの判断等。（鈴木、浜本についてはへ松江／地裁の経過参照。——編集者註）

清水早子——大学当局が前例のない補講をおこなう理由を当事者から確認し、そのため当日、被告人と共に教職員から暴行をうけた事実等。「現場における被告人らの行動のそれぞれの位置と意味」

島岡和義——同前。および清水証人と共に逮捕されたが起訴され

竹中千恵子——B一〇八教室に当日存在して、いわゆる「く」の字形の眞の表現主体を目撃したこと、同年一月はじめ、被告人と森川佳津子が警察の取調をうける過程では何故、被告人のみが起訴されるに至つたかを森川佳津子から聞き、かつ目撃した経過等。「④、⑦をふくめて、現場や審理過程における未開示の事実性を提起しつつ、本件公訴事実総体の根本的転換軸を中心立証する。」

上原孝仁——同前。さらに、教職員の目撃がありえなかつた事実等。（一〇九闘争の被告人である。——編集者註）

坂本守信——教職員の供述なるものがデッヂ上げられる過程を目撃したこと等。

④昭和四五五年四月八日の事件について。

井沢義雄——当日の教授会が処分を審議しうる根拠をもつていなかつたにもかかわらず、仮装としての処分を強行し偽りの報告を評議会におこなつた経過の目撃等。被告人らの行為の正当性について。「処分の過程でもファッショ的執行部から一定の批判的距離をとっていた」

竹中千恵子——被告人が退去命令が出されたとされる時刻には松下研究室により、第一次逮捕者の出たあと、森川佳津子と共に階段を降りた際、警察官の誤認により逮捕された経過の目撃等。（南山木七二・六・一六闘争の被告人である。——編集者註）

山本善恵——当日、いくつもの誤認がなされ、その結果、被告人や其の妹が逮捕されていること、誤認のモミ消し、証拠隠滅がおこなわれた経過の目撃等。（岡山大一〇三闘争の被告人である。——編集者註）

⑤昭和四七年一月五日の事件について。

坂本守信——研究室内の表現がなされる全ての経過の目撃と検察側立証の誤りの指摘。また、大学内空間が民事訴訟の対象となる過程と本件の現場性の深い関連について、自らの体験を証言しよう。「④、⑥の全国的意義と不当性」

浜本多恵子——当日、上原証人と現場で交した対話や目撃した事実が、本件の公訴事実をくつがえす力をもつことを証言しよう。

清水早子、竹中千恵子——同前。また現場に存在した複数名のうち、何故、被告人のみが告訴し起訴されたか、の理由を証言しよう。

坂本守信——同前。および、当日の試験監督は公務でなくサービス業務としておこなわれる予定であった経過の目撃と、実質的に受験者が存在せず、サービス業務でさえ不要であった経過の目撃等。

永里繁行——本件現場および他の同位相の卵にかかる事件に参加した経験および目撃により、本件の卵を出現させた主体について証言しうる。（六九・四・二八沖縄闘争の被告人もある。——編集者註）

堀田 積——当日の受験予定者として現場における被害者なるものの証言が、いかに真実と反するか、を大学闘争が神戸大の機構と教職員の情念に与えたゆがみから証言しうる。（△ √ 委員会メンバー——編集者註）

（註）——「公判の出現の根拠に、どこかでかかわっている人ならば、前記の二つの表現が、どれほど画期的な意味をもつてゐるか瞬に判るはずである。表現作成と提出過程が、すでに「証言」の開始であり、この「証言」は、公訴事実を根底からくつがえしてしまうだけでなく、証人それが生き抜いてきた七〇年代性を深く「審問」する契機にもなっている。

検察官や裁判官に、それを把握しうるのは自明であるが、にもかかわらず、自らの権力性を唯一のたよりとして、七・八付証人申請に対応していることを、私たちは、暗い怒りを凝縮させた、ある輝きによって照らし出し「一的な熱で溶かしていくだろう。そのためにも、以下に、権力の対応ぶりを掲載していく。」

証人尋問請求に対する意見

〔…〕

昭和五五年八月一四日

神戸地方検察厅 検察官検事

外岡 孝昭

〔…〕

〔…〕

右請求書記載の立証趣旨はすべて証人の評価意見を求めるものであり（註）——ヨクいうよ／公訴事実と公判指揮の壊滅的破碎ではないか／、刑事訴訟における証拠調べである証人尋問は証人知覚に残った事実の痕跡を、該証人の記憶を通して表現させる手続きであって、証人の意見を開陳する場ではない。（註）——証人を実験動物のように切りきざみ、利用し、証人の主体性を黙殺する発想の最低水準の定式化である。公判参加者は被告人、弁護人をふくめて、つねにこの発想に近づいてしまう危険をもつことを自戒しなければならないが。）もし、証人の意見の開陳を認めることになれば（註）——前提が誤っている。公訴事実と公判指揮の壊滅的破碎が前提かつ結論である。）、事実の確認手続きである刑事法廷が意見交換、あるいは討論の場になるものであり、刑事司法の本質に反し、絶対に許されないものである。（註）——五年間にわたる検察側立証が全て自主講座と自主ゼミ化したことへの苦さを、こういう形で吐露している。）

〔…〕昭和五五年七月八日付にて、被告人が「冒頭陳述書」なるものを提出しているが、その記載内容はすべて被告人の意見であり、（註）——だから証人が必要だとのべているのだ／、いかなる事実関係を主張するのか全く不明のままである。（註）——ヨクそれで「一公判に出てこられるなア！」

従来から検察官は弁護側の、さみだれ的立証あるいは、いわゆる魚釣り旅行的証拠収集（註）——思わず爆笑。この検察官は、「釣りキチ三平」の最悪の読者でもあるのだろうか。被告人側が△次にわたり文書提出を神戸大学に強いた実力への讃嘆と、大魚＝国家が必ず捕獲されるだろうという恐怖が、はからずも、かれを画一的な検授会議事録など）を神戸大学長が至急おこなうよう配慮しつつあった。

（前註）——裁判所は、七月中に証人の採用について決定を出すと約束していたにもかかわらず、前記の検察官の文書にみられる拒否反応にひきずられて決定を大幅におくらせてしまった。）

決 定

被告人 松下 昇

右の者に対する頭書被告事件について、当裁判所は検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

弁護人申請の証人讃岐田 訓、同坂本守信、竹中千恵子は採用する。

証人讃岐田については次回期日（来る八月二九日午後一時）に喚問する。

昭和五五年八月一四日

神戸地方裁判所第三刑事部

裁判長裁判官

荒石利雄

裁判官 石井一正

裁判官 笹野明義

公判期日取消申請書

〔…〕

〔…〕

右弁護人弁護士 河原昭文 ㊞

〔…〕

（後註）——この決定だけをよむと、三名の他は却下ではなく、留保されおり、三名は申請した全ての事項について当然、証言しうると判断できるのであるが、裁判所は検察官とある種のうち合せをして、一挙に証言を終了させ、年内の結審をねらっていたことが九・一九公判で開示される。）

次回期日の直前に、讃岐田証人を決定されることは、被告人側の防禦を不適に妨害するものである。（八月二九日に井沢証人を喚問するのであれば、公判期日の取消は必要でなくなるが。）二、讃岐田証人は、八月下旬の数日間瀬戸内海の汚染調査に出かけ予定であり、八月二九日の出廷は不可能である。（註）——裁判所が前回公判（七月八日）で約束されたように、おそらくも七月末までに証人を決定されていれば、予定の変更も可能であったかも

知らないが、決定がおくれたために、証人の出廷が不可能になつたことを申し添える。

三、なお次々回の公判期日（九月一九日）までに神戸大学が（七・一八付の第四次）文書提出命令に応じることが審理をすすめる条件の一つになるので〔…〕督促の手続をとられるよう要請する。

（註一）——井沢義雄氏は昭和三六年初版の「石川淳」、とくに一〇八ページの小説や散文の規定によって、大学闘争前の私たちの表現意識に深い影響を与えた。かれは、神戸大闘争の過程で、とくに印象に残る発言はしなかつたが、現在、教養部長になつている経過をふくめて、ぜひ証言をおこなつてほしい一人であり、松下から八・八付書簡をふくむ提起をおこなつていた。

（註二）——讚岐田 訓氏の出廷の困難さは、日程のみならず、むしろ学内での圧力と、それに耐えてきたへ十ヶ年間の重さを、私たちが、どれほど共同で背負い、転倒しうるかという困難さの喩として出現していた。とりわけ後述する昭和四五年三月～四月段階の教授会審議メモを媒介する証言は、核兵器的意味をもつだけに、その應用については数回の「自主ゼミ」が神戸や東京をふくむ場所で必要となつた。

（註三）——神戸大学は八月二五日に、前記の教授会審議メモに対応する時期の議事要録を提出したが、メモに比較して重要な展開を意図的に削除し、発言者名を抹殺した極めてアーマイ、かつ簡略化されたものにすぎない。ここに象徴されていることの根拠をえぐり出して行く前提として議事録提出と前記メモを媒介する証言が必要であった。

八月二六日付で神戸地裁は八月二九日の公判期日を取り消す決定を出した。しかし被告人側にとつては、時間的には二〇日間の猶予はされたものの、前述の註、とくに二、に示したテーマの切迫は深さを増した。

教授会審議メモは、結論的にいえば、九月一九日の法廷で被告人側の書証として提出し証言に応用する以前に、裁判所の高圧的な訴訟指揮によって宙吊りにされているが、その本質的な重要性は、いよいよ増大しており、全ての大学闘争参加者の必読資料でもあると判断できるので、次に掲載する。

教養部教授会

審議経過メモ

（前註）——教養部広報第二二号九六ページには昭和四五年三月一九日の記事として「この項の段階では松下講師を処分するかどうかは教授会の議題に上っていないからにもかかわらず」（滝沢克巳氏が松下処分の再考をうながす手紙を出した）という記述がある。つまり、神戸大学局は公的には、この段階で処分など考えていないかったと強調しているわけである。

しかし、闇につつまれたみにくい姿が、教授会メンバーのへへ氏によるメモにより徹底的に明らかにされており、その真実性はテープ（神戸大学当局は保存していないと強調している）が提出されれば明らかであるし、かりにテープが存在していなくても、全ての教授会参加者の心に生涯にわたる傷痕を残し続けているはずである。

堀江（生物学）——（会議室の外から松下らのマイクによる教授会にて提起にいら立ちつつ）外のあの声も私らの行動と表現の自由を抑圧している。

（註）——それぞれの行動と表現の根拠、その落差こそ問題ではないか。表面的に比較するな。

（註）——私たちには生命の危険があるのだ。議事をすすめてほしい。

（註）——松下に授業をやる気があるかないか、をきくかきかないかについて意見分布をとる。

きく 三四

きかない 五三

一

（註）——次にこれに関連し（編集者註——意図的な飛躍）、調査委員会をつくるかどうかをきめたい。

（註）——何をやるのか、身分上のことと関連するのかを明らかにしない限り論議できない。

（註）——大学の改革にとってプラスかマイナスかで、つくるかどうかをきめるのだ。

（註）——つくるかどうか、について意見分布をとるか、とらないか、について意見分布をとりたい。（編集者註——この重層した形式論理操作が闘争圧殺にどのように加担しているかをみよ！）

（註）——数名が反対するが、発言を認めないまま、投票用紙を配布。意見分布をとる 四六

（註）——とらない 三〇

一

（註）——処分と関係なく、松下の行動を調査する委員会をつくるか

どうかについて意見分布をとりたい。（編集者註——「処分と関係なく」と口では強調していることに注目。腹では方針をきめていても、である。）

調査委員会をつくる

つくる

五一

白紙

七

つくる

二一

白紙

七

議長——（ホッとしたのか、気軽な調子で）いくつかの報告をする。

・文部省→神戸大学本部→私へ、教養部広報を送れといつてきている。

・大学学術局から神戸大学事務局長あてに、松下の全員〇点に関するサンデー毎日の記事に、事実でないところがあれば知らせよ、といつてきている。国会での質問への準備であると思われる。

・昨年も文部省の官房長から三月二二日付で学長あてに、松下の「情況への発言」や入試に際して配布したビラの提出を求め、大学当局の見解をきいてきた。しかし当時の西村教養部長は期限の四月二〇日までにビラなどを提出せず、口頭の報告でゴマかしたようだ。

・先日の全国国立大学の教養部長会議では、数日後の三月二〇日に他大学で処分第一号が出ることが確認されている。（編集者註——岡山大学の荻原、坂本両氏への停職処分をさすことが後で判明）松下が第一号になることはないのだから安心してほしい。

・会議室のドアは二重にし（編集者註——部屋の出入口と、そこにある通路の外側に昨年十二月三日の経験をふまえて？ 鉄の

ドアがつくられた。なお、松下研究室のカギも七一年四月八日以降、二重になっている。）、カギも新しくつけかえた。今日もそうであるが、教授会を開く場合、警察は二四時間、警備してくれている。（編集者註——七〇年四月八日に逮捕された松下らは、取調べの過程で下級警察官から、超過剝奪警備を要求する大学当局への不満の声をきいている。これをなだめるためか県警本部が表彰状を出し、灘署の講堂に掲示されているのも目撃した。）

一九七〇年二月一八日

（編集者註——教授会メンバーの井上氏は、機動隊警備下の教授会出席を拒否する声明を、教官控室の教授会用掲示板の横に張り出し以降ずっと欠席し、数名が同調した。ただし処分反対派が無力感から、黙って欠席し、処分問題で手を汚さないで過ごそうとする傾向を加速させる面ももった。）

この日の教授会は、午後一時の開催が予定されていたが、前述のことの影響もあって午後三時半に、やっと定足数をこえ、議長の切望にもかかわらず、審議は難航し、午後六時にうち切られた。処分反対派——処分と関係ない審議のはずである——の孤立化は固定しつつあり、無力感が拡がって行く。）

教授会で決定された調査委員会の件について、具体的に審議したい。

一九七〇年二月一五日

（教養部会議室、午前十時～午後九時）

陸井、讃岐田など数名——決定ではなく、意見分布ではなかったか。
堀江、桂など数名——同じことだ。議事を進行せよ。

議長——事実に限ってのみ調査する、という原案で採決したい。

讃岐田——事実と思想を切りはなして調査する二分法は成り立たないから、もしつくるなら、事実および思想についての調査を提案すべきではないか。

（その他のつくるな、という発言者は、前回と合せて、小島、陸井、青木、三木、鈴木、小川、八重島、伊藤、小松原、百瀬、津田、岩田。多数を占める処分強行派は、殆んど発言せずに、執行部の投票機械と化している。）

議長——事実と思想は段階的にとらえているのだ。事実を出発点とするのが原案の趣旨で、処分とは直接関係はない。（編集者註——このギマン性は闘争圧殺のさまざまの段階でもち出される論理の極限である。この論理の根拠を具体的・現実的にうち碎くまで全ての大学闘争参加者は、死ぬにも死にきれないであろう。）

採決の結果
調査委員会をつくるのに
賛成 六二
反対 二四
白紙 四

議長——調査委員会について、調査の対象をどうするか。

池上（数学）——広報を主とし、それからはみ出している事実をしらべ、松下の異常さを明らかにせよ。裁判でつかえるような証拠を集めが必要がある。（編集者註——この方向で、いわゆる証拠が集められたはずであるが、それならば、その後、裁判に提出も確信にしがみついた。）

されてい、「保存しているかどうか不明」と答える根拠は何であるか。)

八重島——さいしょから、偏見をもった調査はするな。

議長——松下だけでなく、松下に関連する大学内外の教官、学生も調査するのだ。(編集者註——もちろん、このような調査などは行なわれなかつた。短期間に松下についてのみ調査のフリをして

報告するつもりであったから当然であるが。) 調査方法や期間は委員会ができるから委員会として決める。人数は五六十人。

桂——委員の氏名は教授会メンバーにも秘密にすべきである。

鈴木、八重島——反対。

桂——殺せ、というラクガキがあつた。教授会の秘密が外部にもらっている。(編集者註——改革案では、教授会審議は公開するという決定をしていた) そんな人の人間性を疑う。同席したくない。

議長——調査委員の命を尊重したい。委員の氏名は、ある時期まで秘密にしたい。(編集者註——現在まで公表されていない。これをよむあなたの生涯的努力がない限り、これからも永続的に闇にとざされているだろう。氏名のみならず、膨大な闘争圧殺の資料群、それを支える関係性と共に。)

西村(社会学)——秘密は保てるのか。

議長——委員を私から委嘱すれば、他の人には判らない。

西村——辞退できるのか。私は委嘱されてもひきうけない。

風呂本——こうなつたら委嘱しかないではないか。他に方法があるか。(編集者註——松下と高校時代の同級生である。)

桂——風呂本と同意見。

村井(ロシア語)——議事の進行が早すぎて考えをまとめられない。

一九七〇年四月八日

(教養部会議室、午後四時半～五時半)

議長——さきほど教授会粉碎を叫ぶ学生のすわりこみで約四〇名が逮捕された。教授会の開催時間がおくれ残念である。

○——学内で多数の逮捕者が出来たことについては、どう思うか。

議長——警察をよんだのは大学当局ではないか。

議長——公務員の義務である。この論議はうち切る。運営委員会からの提案で、今まで認めてきた助手のオブザーバーとしての出席を禁止したい。(編集者註——助手の人たちには、教授会開催以前に、すでに出席を拒否する通知が出されていた。)

○——理由は?

○——異議なし。

議長——多數の了承により、出席を禁止します。前回の教授会で承任された調査委員会の報告をおこなう。「松下講師の行動」年表にもとづき、口頭で報告する。

○——無責任であり、論議できない。

○——広報などで周知のことではないか。

議長——一応、配布するが、教授会終了時に回収する。次回までに

(註——前記の年表は一九六九年二月二日の「情況への発言」から

一九七〇年四月二日の「B一〇九再占拠」にわたるもので、参考資料として八十の文書が上げられている。広報が最も多く、新聞や雑

調査委員会の性格を明らかにすれば、危険はへるのではないか。

議長——採決したい。

讃岐田——湯浅議長の独裁ではないか!

議長——(こたえずに) 採決します!

調査委員の選任を議長が委嘱することに関して

賛成 五四

反対 一〇

無効 一

堀江——讃岐田氏にきくが、教授会は非公開であることを知っているか。今年の一月一四日の、成績評価に関する教授会の内容がテレビにとられ、のちにプリントされている(編集者註——松下の全員へ〇／＼点をふくむ一律評価教官たちの方法を教授会が認めたことを示す重要な資料であり、公開しマスプリ可能である。)がこれについて責任を感じるか。これからしないと約束するまで出席は評議員としての私は認めない。

讃岐田——一方的設問には、こたえられない。また、一月一四日の教授会が非公開であることは知らないし、学生たちも傍聴していたのが事実である。(編集者註——次回四月八日の教授会開催の直前に、教養部長事務取扱から讃岐田氏へ教授会への出席を停止する通知がなされ、七〇年代を横断して行く。)

誌の記事、手紙、ビラ、タテカン、現場確認の報告書などを含む。なお、報告者は、「松下のビラは一読難解、再読不快」と感想をもらしていたとのことである。年表をふくむ報告書は入手しているので公開可能。)

一九七〇年四月一五日

(教養部会議室、午前十時～午後十時)

議長——本日は授業を全面的に中止し、学生の構内立入を禁止しているから、安心して審議してほしい。

○——四月八日の執行部の対応は警察との一体化という印象を学外に与えている。

○——今回、神戸大学のとった措置について誤りはない。

議長——松下講師問題調査委員会報告書を配布するが、報告終了時に必ず返してほしい。外へもれると大変なことになる。(編集者註——七ページのもので、第一部が報告書作成の経過で、第二部は事実の概要として、A 職務放棄 B 妨害行為 C 学舎の汚損と分類され、後の評議会段階の審査説明書の原型である。)ただちに結論を出したい。

○——いますぐ審議できない。一般に、人事については、報告と審議は別の日にやるのが慣例ではないか。

○——慣例よりも、我々の命が重要だ。

(多数の発言で議事が数回中断)

議長——この報告書を審議の対象とするかどうかについて採決をとりたい。

認める 八六
認めない 三

白票 一〇

議長——では処分の材料として審議をすすめる。

○——いますぐ審議するという意味は採決前には確認されていなかつた。私はこの報告が検討に値するかどうかを今後、審議するという意味で、認めると投票したのだ。まして、処分の材料として扱うのは、調査委員会結成の趣旨に反するのではないか。

○——調査委員会は、この二週間、昼も夜も報告書の作成にかかわり（編集者註——それだけでなく、連日、警察署や検察庁に出かけて、四月十一日に釈放された松下らの行動を数カ月前にさかのぼって供述し、身柄を再度拘束してほしいと要請していた。）もう倒れそうな位だ。この苦労が判っているのか。

○——報告書に対して松下は反論する機会がない。松下の人権はどうなるのか。

○——もう判りきったことを反論する必要などない。処分は評議会がやるもので、教授会ではない。ともかく、大学改革のために何かれがいては困るのだ。

議長——報告書にもとづき松下は懲戒処分に値する、という原案について意見分布をとりたい。これは、ほんのアンケートで決定ではない。

賛成 六七
反対 一二
白票 一七

議長——処分の程度について意見分布をとりたい。これも参考にす

（後註——教授会審議メモを、はじめから、もう一度よみかえしていただきたい。これほどひどい独裁と屈服は、ファシズムと戦争への突入に、からうじて似た例を見出しうるだけである。いや、大学闘争においては、それ以上に、自治や自由や改革をタテ前としてかげ、最終決定には責任がないとなだめすかしつつ、巧妙な形式論理の飛躍で、闘争の本質を圧殺して行くことが試みられている点において、これまで人間が経験しなかつたような深淵をかいまみせている。これを単に批判するだけでなく、深淵そのものの出現の根拠をこそ撃つて行くこと、に人間の未来は、からうじて道を見出しうるであろう。）

さて、叙述の位相でいうと、27ページからここまで一九八〇年九月一九日の公判記録の序に包括されている。しかし、それ自体がすでに公判自体の内容であり、かつ、それを越えるn次の審理を重層させつつ、私たちの総体へ参加を迫っていることも明らかである。あなたの参加の方向性を必ず提起していただくことを前提として、九月一九日当日の記録を記して行く。

証言開始までに被告人は讃岐田氏とn回の「自主ゼミ」をおこない、証言がもつ意味、七十年代性の位相を相互に確認していた。証言内容についても、すでに讃岐田氏が、八七・一二／全学集会粉碎闘争、七一・五・一二／入管闘争、研究室公判、森川公判、さらに公害裁判で証言してきた成果を応用して行く準備がすすめられていた。但し、証言を真に「自主ゼミ」水準で展開するのは、いくつかの困難があり、まず、その外部的条件の突破のために、次の文書が開廷直後に左陪席交代による手続更新に際して提出された。

讃岐田証言の開始に先立つて

* 裁判所に要求したい条件
井沢証人の採用決定
理由

一、「…」井沢証人を留保のまま、讃岐田証言を開始した場合、その証言が教養部教授会の審議内容に及ぶために「…」強い圧力がかかる。

二、もし井沢証人の採用が決定されば、同証人は松下処分に反対した経歴と、現教養部長である位置から、前項の圧力を少くし、証人の自由で正確な証言を可能にしうる。

三、とりわけ被告人側から提出予定の「教授会の審議に関する、ある教授会メンバーのメモ」について、讃岐田証人は、その正確性、審理への必要性を十分証言しうると予想されるが、前記一項の条件が解決されないと、極めて大きい不安と動搖にさらされる。

四、なお、讃岐田証人は、これまでの、いくつかの神戸大闘争にかかる公判で証言したが、そのたびに国家公務員法第一〇〇条

のみ。松下には、依頼免職の道も残し、退職金や次の職のことも考えている。

戒告 一〇
減給 三
停職 一〇
免職 五五
白票 一八

裁判長は「讃岐田証言後に検討する」と、全くの無理解ぶりをさらけ出し、被告人からの激しい批判で、「証言過程の一つ一つの段階で検討する」と約束せざるをえなくなった。これで「教授会の審議に関するメモ」を四・八事件の証言に提出し応用することが可能になつたかに思われた。しかし、この時、検察官が「讃岐田証言は十二・三に限つてのみ採用されていたはずである」と、裁判所と法廷外のうち合せをおわせるニュアンスで発言し、弁護人は抗議したが、裁判長のどうか（いやなら、採用をとり消す）により、弁護人は、やむをえず、まず十二・三に関して、被告人から質問するとのべた。

被告人（松下）は、前記の「教授会の審議に関するメモ」を今後の公判過程に必ず出現させようと決心しつつ、十二・三といつ／＼個の公訴事実に限定された証言範囲を突破するため

a、十二・三に関しても松下と共に起訴されたが、讃岐田証言を有力な根拠として無罪判決（S・五〇・十・二七）をうけた森川

佳津子と被告人が、つねに同へ一▽行動をとっていたことの証言。

△、主としてS・四七・二・一五とS・四五・四・八の公訴事実を粉碎するために、松下氣付「自主ゼミ」実行委員会が撮影した写真十枚の提出。

△、証人が十二・三をはみ出して証言しうること、しなければならないことについての主観的でない、関係性からの立証。の、それぞれの展開をめざした。

△を媒介して十二・三には被告人が、いつ共謀し、どこから現場に出現したか、だれにも（権力にも）判っていざ、会議室に入ったとしても閉会宣言後であるため、森川佳津子と同様に威力業務妨害罪など無関係であり、森川佳津子の存在性が今も息づいて共闘していることが立証された。さらに同一事件で起訴されている島岡（旧姓・橋本）、白川（旧姓・檉木）についての判決作成を大幅におくらせる動搖を裁判所に与えつつある。

△の写真については、検察側が、「自主ゼミ」実行委員会という撮影主体にこだわり、七・八表現の「仮装被告（団）」に対してと同様に削除を要求し、これが認められないと同意しない、と主張したが、被告人から「すでに七八・六・二六の公判で「く」の字形の事件について「自主ゼミ」実行委員会を撮影主体とする写真八枚を提出し、同意されている。この写真を検察側証人にみせて証言させたことをふくめて全部不同意するのならば、はじめからやりなおしてもよい」と反論すると、グッとつまつて、「今後、提出されるものについて、削除しない場合は同意しない」と後退した。なお、主

として二・一五や四・八の事件の立証に撮影した写真を、なぜ十二・三の事件の立証に応用するかといえば、それらの事件、教養部構内の近接した、殆んど同へ一▽の空間性の中で生起しているからである。この写真群によって、讃岐田証言の正確さと他の日付の事件へのひろがりは決定的になった。

△は被告人から裁判長への次の質問に、もっともよく象徴されている。「裁判長から証人に対して十二・三に関連する他の公訴事実の何個について証言しうるか質問して下さい。」今まで裁判長席で△傍聴▽するばかりであった裁判長は、とっさのことでも発語できず、秘密取引による証言範囲限定作戦が解体することを怖れた検察官は、いそいで立ち上って、「そういう質問は今まできたことがない。答える必要はない」と△証言▽を制止した。裁判官三名もやっと我に帰り、ごく表面的な補足質問を証人におこなって、「これで終りますから帰つてけどうです。」とのべた。弁護人から、まだ質問をしていざ、十二・三以外の事件については、まだ何も証言していないにもかかわらず、である。これについては、弁護人から異議をふくむ尋問再開申立をおこないつつある。

裁判長は年内の結審をねらい、被告人側申請証人のうち、坂本、竹中の二名のみを、しかも、立証趣旨の範囲を大幅に削除した上で認めるという決定を出して閉廷した。仮装被告（団）と「自主ゼミ」実行委員会は権力の対応ぶりが問題の巨大さに比して、どれほど卑小であるかということへの絶句を越えて、そのはるかな隔絶の總体と対峙し、法的審理の限界と根拠をゆるがし打倒して行く準備をすすめている。

II. 〔無〕数のへ～公判 過程の△一▽部

*△岡山▽地裁

岡山地裁における「卵」裁判過程と交差する△一〇三公判△と△RB三〇二△公判について殆んどこれまで掲載してこなかつたけれども、今回は△RB△公判の特性の一部をまず提起しておきたい。

岡山大学は一九七三年五月八日付で坂本守信氏の懲戒免職処分を発表した後、坂本氏が人事院審理を求めて七〇～七一年審理の代理人を乞食巡礼していた時期である同年十一月三十日に、岡山大学宿舎△RB三〇二明渡し訴訟を起した。

第一回公判は一九七四年二月一日であったが、前夜に坂本氏は△一〇三公判△での「非」存在闘争への報復として、△RB三〇二△の前を松下と歩いているところを勾引され、以後四・一二判決強行の日まで長期勾留される。この△重に困難な時期に権力は実質審理なしに判決を出し、坂本氏と家族を、生活△存在領域をふくむ△大學闘争の最後のバリケード△から排除しようとはかつたけれども、判決予定日は忌避によって虚数化した。

さらに一九七五年一月一八日付で、「卵」裁判を媒介に△一△公判の弁護人になりつた河原昭文氏を訴訟代理人として、宿舎

明渡請求の根拠を粉碎するための「懲戒処分取消請求」が提起された。（五月三日の会通信第一八号一六一～八ページ参照）これによつて△RB△公判のバリケード性は、その永続化へ確実な△歩を踏み出したことのある。なお、このときに事件番号が昭和五〇年（行ウ）第一号となり、被告と原告が入れかわったことの意味は重要であろう。

その後、通信に掲載されているものは、第十九号の昭和五〇年七月一五日付準備書面、第二十一号の昭和五一年二月三日付準備書面にすぎず第二十三号での△坂本△氏から通信編集担当者への提起をさいごに、資料は不可視化した。この提起は編集主体が資料を掲載しうる条件の構築を要請するものであり、表現過程論からもその対象化作業が私たち全てに必要である。この要請が時の楔通信出現の契機の一つになっていることはのべておきたい。多くの条件から十分な展開は、まだまだ困難であるにしても、私たちはこの作業を永続化して行くつもりである。

さて△RB△公判は、その後、一九七六年九月二一日の△坂本△氏の交通事故による翌年五月一二日までの入院によって宙吊りになつた期間をふくめて着実に処分のありえなさを開示し続け、一九七八年二月一五日に△一〇三公判△（刑△事△公判）が上告棄却決定によつて法の領域の外へはみ出した後も、△岡山△における△△事△△ンバー、職員、学生や徳島大・新潟大、静岡大、神戸大の共闘者△△一名が証人申請され、これから証言を開始する段階にある。

*△徳島▽地裁

△徳島▽地裁の公判過程は、たとえ眼をこらしてみつめようとしても、みようとする主体の△十▽年性の把握度によって全く異なったヴィジョンで視界をかけ抜けるだけである。△眼▽が、そのまま無事に機能し続けるかどうかは保障の限りではない。そのためもあつてか、私たちの多くが、徳島地裁のテーマ群に根底的にとりくみ、対象化しようとする作業から遠ざかった。時の楔通信は、共通のテーマ群とはたえずとりくんできたとはいえ、具体的な作業が決定的におくれていることを自己批判しつつ、今後一步ずつすんで行くであろう。

全く予備知識のない人が、この通信の前史過程にある「五月三日の会通信」にふれたとして、まず手がかりにしてほしいのは第十五号十五ページに掲載されている昭和四七年三月十五日付の浜本多恵子からの在学期間延長願（保証人＝山本光代）である。同号十九ページまで、第十六号十六～三七ページまでの展開以降の全過程を把握しなければならないが、法的文書の回覧は「古本」市をふくむ「自主ゼミ」でおこなっていただきつつ必要に応じて掲載していくとして、いまのべておきたいのは次のことである。

はじめの契機が△一▽年の在学期間延長願に△すぎない▽問題を△十▽年をかけて裁判で争う意味は何か？この疑問だけでも、正常化された感覚の所有者ならば笑って立ち去るかもしれない。ところが、この背理に似た問題は、それ自体としてだけでなく、その展開

過程で、大学闘争の最深部のテーマに迫りうることを立証してきたのである。
保証人＝山本光代の位置が浜本△消滅▽処分を引きよせた経過の立証には、今井勝行（当時、徳島大医学部助手として大学を批判し、現在、島根医科大助教授）の証言（一九七八・八・四と十二・一岡山地裁）が必要となつた。とりわけ△性▽を媒介する自己史の闇が△処分▽の構造を支えてしまっていることを明らかにするために。そして原告の自己史の内視的目撃者としての△杉井△、△杉井△の同時的証言も不可欠であることが開示されてきた。同時に、裁判の恐怖も極限をこえた。忌避やボールペンの洗礼を無視しても一九八〇・二・二九に判決を強行したことがそれを立証している。これららの過程は、「△公判総体との深いかかわりで生じ、仮装性の垂直交差を開示し未踏の領域を切り拓いている。その詳細を今は記述する余裕はないが、はじめの契機から想像を絶するほどの巡礼をして何かを包囲し解体しつつある試みがここに存在することと控訴の日付の不確定化は松江における一人の女性の長期勾留の結果であることを記しておく。

時の楔通信第八△一▽号一六～一七ページなどでふれた△山本光代△の刑事公判の現在、かつて徳島大古本市で山本、浜本と共に逮捕された△三▽人の△一▽人である森（旧姓、中野）弘子の宙吊られた（訴訟取下）民事訴訟の意味についても、今後、それぞれの当事者の対象化作業を要請しつつ掲載し応用して行きたい。

*△松江▽地裁

一九八〇年四月十七日に、前記の今井証人と△自主ゼミ△を続行しようとする二人の女性が逮捕された。四月二九日付起訴状では△公訴事実として、

「被告人浜本多恵子、同片山恵子こと鈴木そのは、共謀のうえ、昭和五五年四月一七日午後一時三九分ころ島根県出雲市天神町二三番地島根医科大学宿舎五号棟三〇四号室の今井勝行方玄関付近において、同人に対し、こもごも同人の腕を掴んで引張り、同人めがけて生卵計二個を投げつけて同人の顔面及び右肩に各命中させ、更に室内へ入ろうとする同人の両腕を掴んで引きずるなどし、もつて数人共同して暴行を加えたものである。」とされている。勾留後、今井の告訴状により時間を逆行して作成された五月一二日付起訴状の△公訴事実は、

「被告人浜本多恵子、同鈴木そのは、共謀のうえ

第一 昭和五五年三月一三日午前一〇時ころ、島根県出雲市塩冶町八九の一番地島根医科大学基礎研究棟三階第二生化学助教授今井

勝行の研究室において、同人に對し、こもごも、同人めがけて生卵約一六個を投げつけてその身体各部に命中させ、同人の研究資料（動物実験等データー三枚）を破り捨てるなどし、もつて数人共同して暴行を加え、かつ器物を損壊し

第二 同日午後五時ころ、同研究室前廊下において、前記今井勝行に対し、こもごも、同人めがけて生卵計三個を投げつけて、同人の顔面、胸部に各命中させ、もつて数人共同して暴行を加えたものである。」となつている。罪名は全ての行為について、暴力行為等处罚に関する法律違反。

法的な常識に慣らされている人には△大したことはない▽ようにもみえるこの事件には、巨大な意味がふくまれている。その一部を断片的に列挙してみると……

くりかえされる勾留取消請求、保釈請求、審問請求、準抗告、即時抗告、特別抗告その他、全ての申立ては全て△却下△△棄却△され、裁判以前の水準で実刑が先行している。逮捕時の負傷の治療を放置したまま。

前項の△徳島▽地裁における今井証言のギマン性追求が△松江▽地裁の今井証人への威迫をおこなうであろうという予断の根拠とされ、地裁の枠、法的言語の枠が△自主ゼミ△性と逆方向で横断されている。

勾留の根拠は、被告人と、それを支える△自主ゼミ△実行委員会の徹底的な△法▽水準をふくむ闘争（大学闘争△裁判闘争の△十▽年間の方針がもう一度、深く問い合わせられ、応用されてきている）に対する憎悪によって増幅されている。

表現に対する検閲、禁止の激しさ。六月二五日付の被拘束者の手

紙では、刑務所が、……や、「一」や、タンポポの綿毛の舞う記述を一種の暗号とみなして禁止したことが伝えられている。なお表現としての被告人という位相からは、被告人が一名でなく二名であること、「片山恵子」性を媒介に追求の方方法が宇宙的ひろがりで創出されていることの把握が決定的に必要である。

被拘束者の一人は、単位制や障害児問題の追求のために教員試験をうけるという要求を実現し、愛知県のプールで水泳の実技テストをうける仮装で身体をきたえたり、ピアノ練習を岡山の小学校の共闘者とおこなって刑務所の壁を一時的に無化した。

この事件の構造は、女性が加害者にされている点で南山大七一・

六・一六学長監禁事件と、宿舎や研究室が現場とされている点で「RB」公判や「研究室」公判（刑事事件をふくむ）と共通するところがある。

より深い関係性からいうと、大学闘争の極限的展開過程において、共同幻想の「敵」のみならず、あらゆる幻想領域総体の「敵」がかくしている「闇」に光をあて対象化し転倒をおしすすめることの「革命」性を開示している。

この方向は七九年四月勾留を媒介するテーマの背後にも渦巻き続けており、「神戸」地裁の上原公判とも密接にかかわってくる。その際かっての共闘者が「一」表現の提起にこたえなくなるとき、極めて抑圧的存在に転化することの指摘と転倒が不可欠であることを付記したい。

前記の「共闘者」というとき、だれか特定の個体をさしているのではなく、「私」や「あなた」の内部をも横断している存在の様式、そのあやしさをさしている。だれもが今回の無限勾留に加担している。

一九八〇年二月一八日（第一回）
被告人の控訴趣意は河原弁護人の十二・一九付文書と同趣旨であり、それにふくまれる（従つて審理しない）という方向で理解しようと裁判所は努力したが、被告人の努力により調書の記載を次回公判で訂正させた。但し、検察官、畠山 悅は二月一三日付の答弁書で弁護人の控訴趣意に対してのみ、拙劣な反論をしているのみであり、被告人の提起とはるかな隔絶を示したままである。

一九八〇年四月九日（第二回）

この日にも被告人から時の楔通信第1号をふくむ控訴趣意に對して答弁書を提出を要求する文書を提出したが、検察官は口頭で「論旨は理由がなく控訴棄却の裁判が相当である」とのみのべた。その背後にある権力総体から、前記と逆の「一」行を引き出すまで私たちの闘争は永続するであろう。

証拠に関しては弁護人から南山大学の文書提出命令申立（機動隊導入や処分過程に関するもの）や記録取寄の申立（金 貞伊の記録や大阪高裁「研究室」公判の森川証言速記録）をおこない、証人として、上原孝仁、浜本多恵子、山本光代、川合吉雄、矢野正俊、山本聖、松下 昇（さらに被告人から山本美恵、福島啓氏、杉井順子を補充）を申請した。裁判長は上原孝仁（次回同行）と山本光代（公判調書では山本美恵）を採用して閉廷した。

一九八〇年六月二三日に第三回公判が予定されていたが、被告人の原案にもとづき弁護人から六月一七日付で公判期日変更申請書が提出された。理由として（要旨）

るという意味の把握が何よりも重要である。

かつて大学闘争のある場面で同じ側にいたというだけでは決して解決できない困難なテーマが、相互に、そして自らの内部にあり、家や職場や生存の根拠が苛酷に問われる「松江」地裁の無限勾留をどのようにとらえるかに、「私」たちの「一」性の基軸が試されている。十一月十日に、かろうじて二人の保釈が実現されたが無限勾留の根拠を解体するたたかいは始まつたばかりである。

*△名古屋▽高裁

時の楔通信第1号の「△名古屋▽地裁の「一」公判を媒介するテーマ群」の項目には、「一九七九・七・六の判決文（被告人・竹中千恵子）や、関連する複数の起訴状や他の被告人についての判決文を掲載しなかったのは、本質的に七・六判決があり得ないという情念からであった。△七・六▽を転倒して行く作業の中で出会いたい人には、よろこんで開示して行きたい。

一審判決の本質的由吊りは、控訴審開始の条件の基底に△七・六▽忌避以降の全テーマ審理をおくことを必然化した。「一九七九・十二・二十四」付の控訴趣意……をふくむ「一申立（書）」は、時の楔通信第1号を併合提出しつつ、このことを明確に宣言している。最高裁は前記の忌避に関して最終的な決定を出していないため、控訴審は本当に開始されえていないのであるが、法的な日付を媒介して次の審理が進行している。

一、次女が早産で回復がおくれている上、三女の出産予定日が八月一五日である。

二、上原証人を被告人とする「神戸」地裁八・一九公判の経過をふまえて証言をおこなう必要がある。

三、河合、広川の一審記録を取寄せ検討したい。

この申請により、直前に公判期日は変更されたが、この変更を時間的かつ本質的にうけとる条件のない上原証人は名古屋高裁に出かけ、弁護人あてに不満のハガキを送った。このネジレには主としてかれが克服すべき重大なテーマがふくまれているので関連個所（43ページ）を参照されたい。

一九八〇年十月二九日（第三回）の上原証言は十月二一日の「神戸」地裁（被告人・上原）の経過からみて本質的に成立不可能であり、上原証人に對して被告人・竹中から証言期日延期申請プランが提起された。証人がこの提起にこたえず不出頭したまま開廷され、被告人側は、これまでの問題点を明確にしつつ、記録閲覧を媒介に、法廷を書記官室へ拡大した。

なお、河合、広川両人の控訴審は、それぞれ国選弁護人の選任をめぐり公判が開かれず、一九八〇年九月二二日（河合）、九月二九日（広川）の第一回公判は、各被告人の不出頭のまま終ったことが「自主ゼミ」参加者によつて確認されている。かれら被告人は、本当に不出頭しうる根拠を創出しこそいるか、という深い疑問を与えつつ。

*△東京▽地裁

東京地裁、昭和五五年行(ウ)第一五号（原告＝松下 昇、被告＝人事院と國）の公判は、三月二一日、五月九日、六月二七日の冒頭手続の後、九月九日から元・人事院公平委員長の証言に入った。この公判が出現するまでの十年間の意味については、通信第△○▽号三五△三六ページと大学教員救援連絡会（東京都台東区上野公園十八一八、グリーンバークマンショーン五一〇、AURA設計工房内）の「救援通信」一四号（一九八〇・八・一五）に松下が記している「あらたな闘争の展望について」を参照されたい。

さらに、いくつかの問題点を補充すると、一九七一年七月の人事院審理の宙吊りと、現在おこなっている審理再開請求のはるかな時間の中で問われているのは、「本当に審理されるべきものは何か？」という問い合わせである。

一九七一年段階では、n事審理のとらえ方のズレ、というより位置の決定的落差から、さまざまの異和や混乱が噴出した。五月三日の会通信第八号の折原氏の提起、同第九、十号の関連表現だけを一読しても、問題の巨大さは判るし、折原氏らと逆の方向から反撲した学生存在や、さらに荻原氏や滝沢氏のその後の十年をふくめて考えると、人事院審理は刑事裁判や民事裁判と並んで、あるいはそれ以上に重要な（一）（公判）過程であるという思いを禁じ得ない。

私たち、とくに松下は当時、文書や口頭の批判に対し同じ水準で対応しなかった。しようと思えばいくらでもできだし、その準備

*△神戸▽地裁

松下に関する（一）公判と平行して刑事三部でおこなわれている

△公判のいくつかを把握しておく。

④・六九・七・一二全学集会粉碎闘争公判（被告人＝筒井、藤原）

通信第△一〇号六五△六六ページで記したような段階で、裁判所は早急に被告人質問と結審を迫っていた。しかし被告人はその後一年間にわたって被告人質問の前提条件を、あらゆる角度と可能性追求の視点から実現させようとした。起訴と不起訴の根拠を検察官に求釈明させる努力（確定判決の転倒）。公訴事実の時間帯が被告人の逮捕以後をふくむことの矛盾をテコにしての公訴のギマン性の開示（検察官の釈明の逆用）。子どもの病気の看病と入院のため不出頭した（一・一九）ことに対する保釈取消ドゥカツ（三・四）への反撃（三・一四）。松下に関する神戸大学からの文書提出の応用と併合申請（五・六）。その却下後、松下の特別弁護人（証人申請）（五・六△六・一七）。作成したレジュメを基礎としつつ提出しないまま△頭で意見陳述を持続し、正確に記録させる要求（八・一九をふくむ数回）。被告人相互質問の重層的展開（九・一六）。

これらをふくむ裁判闘争や、その契機をなす大学闘争は、たんに戦術的に展開されたのではなく、いわば生き物を育て、観察する時の手ざわりと持続的△愛▽によって展開されたということを私たちには、ある感嘆の念をもって報告しておきたい。一年をこえる△被告人質問▽のあと、検察官は、やっと九・一六に（一年前に準備して

も膨大なメモとして残っている。しかし、どうしても反批判する気にならず、沈黙のまま、相手にはおそらく見えない何かと格闘し続けてきた。多くの人が去り、また訪れた。神戸大に統いて徳島大、岡山大、新潟大の処分が生じ、それは人事院審理とその宙吊りの重要性を加重したが、私たちは、その重要性が、たんに被処分者の増加というだけでなく、闘争や処分とは一見かかわらない面をふくめて、審問的状況の一媒介項として位置していることから来ているという気がする。

ともあれ、私たちは今や、沈黙において十分たたかうるのみならず、あらゆる表現によつても反論と提起をしうる段階に到達した。今後さまざまな場、とりわけ、この通信と法廷でそれをやつて行くほどやつれた元・公平委員長の足立忠三氏が現われて、松下にあらねらい印象を残している、とのべ、証言でも検察官の松下△狂人説に反論して、仮装原告（団）としてふるまつた。

人事院審理にかかわった人の一人一人の変化は、時に怖ろしいほど△自主ゼミ性にみちている。一例を上げると、九月九日、東京地裁の法廷の前で松下が待つてると、老書記官かと見まちがえる小さつし、自分は数年前に（何かの失敗で？）人事院をやめ、小さい公團につとめているが、あなた方の正しさが次第に判り、生涯忘れられない印象を残している、とのべ、証言でも検察官の松下△狂人説に反論して、仮装原告（団）としてふるまつた。

いた）論告と求刑（六月）をおこない、十・二二の被告人最終意見陳述によって結審し、判決が十二・一九に予定されているが、△七・一二△公判の独特なたたかいの軌跡は、これから△十△年にも大きい影響を与えるであろう。主要記録は全て△古本△市で回覧可能。

△・松下と公訴事実を共有している四人の公判（被告人＝島岡、白川、松木、今田）

それぞれの被告人質問と最終意見陳述が順番に、一九七九・十一・二八、一九八〇・一・二五、二・一二、二・一五、三・七、三・一八におこなわれたが、自分の順番ではない時は不出頭する傾向が目立つた。被告人らの△十△年のとらえ方は、大学闘争と裁判闘争にどこか虚しさを感じている点でそれぞれ印象的であるが、特に松木被告人が三・一八に数分間で終つた最終意見陳述に、西行の歌「吹く風の 行方しらするものならば

花と散るにも おくれざらまし」

を引用していたことを△引用▽しておくる。

検察官の求刑は、どのような判断にもとづくのか判らないが、島岡△橋本は八月、白川△樺木が六月、今田と松木が各四月であった。夏に予定されていた判決は十一・十一に延期されたが、これは松下が共通の公訴事実に関して根底的な反批判を開拓していることと深くかかわっており、六九・十二・三についての無罪判決によりそれが立証された。

△・（前）共同被告人（上原）の公判

一九八〇年一月二二日と三月一四日の公判調書には、「法廷の秩

序維持に関する処分」についての記述があり、倉沢証人（上原がこれまでの検察側証人をそのまま／被告側証人として申請したうち一人だけ採用された）へ尋問する被告人への「卵」による「妨害」が裁判所によって排除され、法的被告人によって追認されたことが判る。仮装被告（団）は、より本質的な証人申請をおこなうべきだとする意志表示の文書を「一・一八名古屋高裁、二・二九徳島地裁を巡礼させつつ三・一四にも被告人にとどけようとしたが裁判所や法的被告人によって宙吊られ続けた。なお、前記の退廷させられた二名の女性は、三・一三松江での「自主ゼミ」の帰途に神戸地裁に出廷し、三・一四退廷後の関係性が持続する四・一七松江で逮捕され無限勾留をうけているという意味をはっきりとらえておかなければならぬ。

五月一日には法的被告人の存在しない法廷で出雲署留置場からの、「ギトセラレルモノハナニカ」で始まる身柄引受人の電文や、仮装被告（団）からの証拠請求が審理された。六月六日には、六月二十四日の名古屋高裁（上原証言予定）の控訴審との連続＝共通性を告げるために被告人・竹中が出廷した。上原は特別弁護人や公判期日などに関する裁判所の却下決定について忌避し異議し即時抗告しをくりかえした。これらの全文を検討すれば明らかであるが、この法的対応には、かつてのかれの良質の論理性が、まだ息づいてはいるものの、その力量は「一公判の本質的展開から遠ざかるために用いられていることに暗黙たらざるをえない。六月二十四日にも上原は不出頭したので検察官は保釈取消請求を出した。「自主ゼミ」経由の弁護人からの六・二五上申書により保釈取消決定は阻止されたとはいふものの、自らの対自的位置に無自

覚な被告人の錯覚は持続している。

八月十九日の公判までに上原が特別弁護人を元神戸大学生に（だけ）依頼しているのを批判しつつ、仮装被告団のそれぞれが特別弁護人として出現するという意志表示をおこなったが、被告人と裁判所は拒否した。これに対しても反撃しようとする仮装被告団の耳に、意外にも「次回に山本美恵、矢野正俊、竹中千恵子を証人として採用し、鈴木その、浜本多恵子、永里繁行、中尾麻里子は却下する。」という裁判長の声がきこえた。よく考えると、この三証人の採用は、八・一四付で松下の申請する証人を採用させた努力の時差的＝重層的成果であるともいえる。

十月二一日の公判に山本証人は不出頭したが、法廷に「いくつもの宙吊りテーマ群のむこうへ私たちがたどりつく条件を相互につくり出せる瞬間に私は出廷します。このことを私に気付かせつある松江刑務所の二人が私の証言開始の前提条件として、まず証言する必要があります。」という趣旨の電報がといた。被告人が不出頭のまま公判準備手続として矢野証言がおこなわれ、竹中証人は次回に被告人の在廷するところで証言を主張して閉廷されたが、詳しい内容は次の号に掲載する。

なお、検察官は〇回の上原の不出頭の根拠を止揚する方向と逆に機械的な報復措置として保釈取消請求をおこない、弁護人も自らの位置に不安と動搖をかんじてすぐに対処しきれない傾向があつたので、松下をふくむ仮装被告（団）は「十・一三」付で「上申書」を提出し、山本証人の採用と上原被告人の保釈をとり消さないように、「一公判の総体性から強く要求した。この要求は、それ自体で特別弁護人として、現在の被告人の位置をひきうけていく作業の内実を形成している。

III. その他の —— 過程断片

* 時の楔通信への反応

も「不」定期に持続している。

この企画は、通常の古本市や、さまざまの大学で（特に正常化された大学祭や授業のあい間に）試みられている古本市の概念を打破し飛躍させ、「古本」の時間性、「市」の空間性を参加者と共に転倒するものであり、一九七二年の神戸大学における「焼闘争」や一九七三年の徳島大における古本市などと連続している。
「販売」される「資料」としては、参加者が持ちこむ表現群を中心とし、その一部を上げると

△△委員会の「山賊」版である

△△松下 昇「六甲・包囲」

△△一〇三出版による

松下 昇「発言」集（一九六九年以降の発言のうち活字化されたものの一部をまとめたもの）

同志社大学・学術団論集・第八号
「未定あるいは遠い落書」（松下の一九七三年以来の同志社大EVE講演を媒介する表現をまとめたもの）

京大新聞九・一号（ハンブルク大学教授ブリーケーブ氏のみた松下論の翻訳を掲載）

などがあり、時の楔通信各号はもちろんのこと、この号に収録しえなかつた表現の原本や重要な「古物」の現物が集積しているので、ぜひ見ていただきたい。資料入手するだけでなく、その把握、編集、刊行方法とその根拠をみつけだす作業に共闘して下されば、この上ない幸いである。

「古本」市の活動は、大阪梁山泊の久住氏解雇問題や、単位制のゼロックス室で、毎週土曜日に「古本」市がおこなわれ、現在

* 古本 市繁昌記

*大学闘争開始十周年集会

一九六九年五月二九日に東京・文京公会堂で約五千名を参加者とする「大学を告発する——全国大学教員の報告討論集会」があった。

(報告者は天沢退二郎、安東次男、折原 浩、高橋和己、師岡佑行、

野村 修、松下 昇) その後十年以上をへて、参加者とテーマが、

どのように変化し深化しているかを自らに問い合わせるためにも、十一年の一九八〇年五月二九日に東京お茶の水の全電通会館で「教育を巡る60-70-80集会」が開かれた。十一年前の参加者には連絡がつく限り提起をおこない、その後の新しい世代の闘争参加者にもよびかけたが、情況の困難さの反映もあって、可視的参加者は百数十名であった。しかし、被処分者(宮内康夫・東京理科大、河村隆二・関東学院大、小林忠太郎・日大、中村丈夫・長野大、松下 昇・神戸大)や全都助手共闘、日大全共闘などの密度の高い討論は翌五月三十日まで場所を移動しながら続いた。(録音テープは公開可能)

印象的なヴィジョンのいくつかを列挙すると、冒頭に主催者が日本闘争の記録映画を上映したところ、数名が退席したこと。これはおそらく闘争を深いところでくぐった人たちと想像され、私たちの表現過程論にも重要な示唆を与えるであろう。

また、被処分者の宮内、河村、松下は、いずれも60安保闘争の下部大衆で、指導部の命令の下で首相官邸や国会構内に突入し、殆んどいられたからである。

教室使用を拒否した神戸大学当局やドイツ語教官らのおびえを笑いつつ、自主講座が松下研究室と学生会館および、それを結ぶさまざまの場所でおこなわれ、その成果は松下研究室に集積している。また自主講座参加者が自らの職場・教室で正本ドイツ語の本を使用するプランが実現の方向へ動き出しており、自主講座の永続的展開を支えている。

同じ場所で権力の暴虐を身体にうけていたことも明らかになった。松下からは、いくらかの「自主ゼミ」的挑発をふくめて、「日大闘争や東大闘争など自分と関係ない」、「幼児や死者を媒介しないゲバルトは反革命」、「いま、ここに出席しえないへ被拘束者」と共闘しえない参加の批判」という提起があり、激論が交わされたが、それぞれの人がこの提起のむこうへ出立しはじめる感触が、早朝の光の中にひろがって行った。

*学会を媒介する自主講座

日本独文学会の秋季研究発表会が一九八〇年十月六日と七日に神戸大学教養部で開かれるという知らせが「自主ゼミ」にとどき、いくつもの重層した準備の過程で会員有志十五名、元会員二名によるビラが二種配布された。(それぞれ配布の空間性の視点から、ここには、あえて掲載しないおく。)

時の楔通信第10号三七・三八ページには一九七八年秋に京大でおこなわれた学会に対する提起が掲載されているので参照していただきたいが、重要な補足をすると、この提起は、たんに固有の学会に対してもみならず、「あなた」にとつての「学会」は何か?といいう問いを含んでなされており、ある詩人・評論家のように、「学会などにかかわらず固有の表現の深化を」と忠告するのは誤りであるのみならず、大学闘争の関係性をくぐつて問い合わせている表現や機構への無理解を告白していることを示している。

京都の学会では、一陣の風のような提起を投げこんで「酒宴をふ

三ページ下段左から九行目「勾留の」→「の」をとる。
下段最後「個有名詞」→「発送主体の固有名詞」
四ページ上段左から七行目「困難が」→「困難な」
六ページ上段左から九行目「証言するしかないかは」→「証言するしかないかは」

下段左から三行目「(自主ゼミ)からの」→「北川氏は

(自主ゼミ)からの」

十一ページ右から三行目「右は」→「左は」

右から七行目「とり消し、」の次に「」を入れる。

十四ページ上段右から七行目「獄」→「獄」

下段左から二行目「保証取消される」→「保証取消する」

る」

十五ページ上段右から四行目「全く」→「全て」

上段左から四行目「四・四に」を左から二行目「名古屋

拘置所へ」の前に入れる。

下段左から八行目「証據」→「証拠」

十九ページ上段右から三行目「」を「…」とする。続く三カ所も同様。

訂

正

一一〇ページ上段右から七行目「註」の後に「一」を入れる。

上段左から五行目「草野敬子」→「草野敏子」

一一一ページ上段左から九行目「註」の後に「一」を入れる。

下段右から九行目「法延」→「法廷」

一一一ページ上段右から七行目「不可憐」→「不可能」

一一三ページ下段左から六行目「被者人質問」→「被告人質問」

一一四ページ下段右から三行目「河合に返す」の後に「」を入れる。

一二五ページ下段右から一行目「獄」→「獄」

二八ページ下段右から七行目「恨底」→「根底」

下段左から十行目「いるのではい」→「いるのでない」

下段左から四行目「八・七・日間」→「八・四日間▽」

二九ページ下段右から三行目「行ない」の次の「。」を「、」にする。

三〇ページ上段右から四行目と①行目「地裁」→「高裁」

下段左から一行目「書記官が」→「書記官に」

三一〇ページ下段左から一行目「雲憾させる」→「震撼させる」

三一三ページ上段左から三行目「大法延」→「大法廷」、「解決」→

「解釈」

下段左から六行目「廉毫も」→「廉は毫も」

三九ページ下段右から五行目「菅谷規矩雄」→「菅谷規矩雄」

四〇ページ上段右から十一行目「ラディックス」の前に「〔」を入れる。

四二ページ上段右から十一行目「四ヵ月後である」の後に「。」を入れる。

四六ページ下段左から十一行目「一〇〇歩」→「約一〇〇歩」

五〇ページ下段右から十行目「裁判書」→「裁判所」

五八ページ上段左から八行目「井田陽子」→「片田陽子」

六二ページ下段左から二→三行目「勾留メテ」おこないうる、「」の前後に「」をつけ「、」をとる。

六三ページ上段左から九行目「ほしい、」→「ほしいと」

六五ページ上段左から五行目「表限群」→「表現群」

下段左から六行目「松下と△分離▽」→「古川、松下の△分離▽」

六七ページ下段右から十行目「梁山伯」→「梁山泊」

それぞれと△分離▽」